

## (6) 基準6 貿易及び税関

### ①企業登録

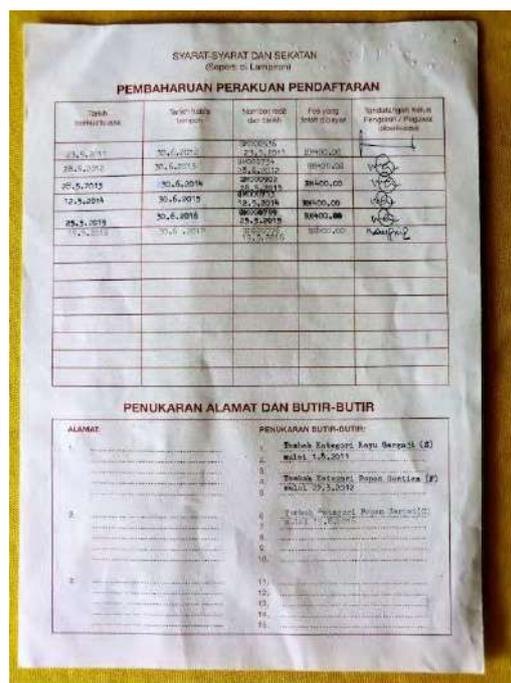
マレーシア木材産業庁設置法<sup>18</sup>第13条第1項の規定は、輸出業者、輸入業者、供給業者、検査業者、製造加工業者、貿易業者、管理業者及び棧橋管理業者の登録義務を、第14条の規定はその登録の申請や承認の手続きを定めている。

事業者がマレーシア木材産業庁に会社登録をするときの前提条件は、登録申請をする事業所の設立が会社法<sup>19</sup>に基づいていること並びにマレーシア会社登記所<sup>20</sup>への登記が完了していること及びマレーシア木材産業庁が認定した八つの木材団体のいずれかに加入していることである。

木材企業は、マレーシア木材産業庁への登録申請のために必要書類を用意し、登録手数料を納付する。この必要書類とは、マレーシア企業登記委員会登録書、1965年会社法様式24及び様式49の書類の写し、マレーシア木材産業庁承認済木材団体会員証明書の写し並びに工場ライセンスの写しであり、木材の輸出を行おうとする企業は、これらに加えて登録済出荷者からの木材産地証明書が必要になる。



写真 4.1.c14 企業登録証



企業登録証の裏面には、登録の更新記録が記載されている。

写真 4.1.c15 企業登録証裏面

<sup>18</sup> Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) Act 1973

<sup>19</sup> Companies Act 1965

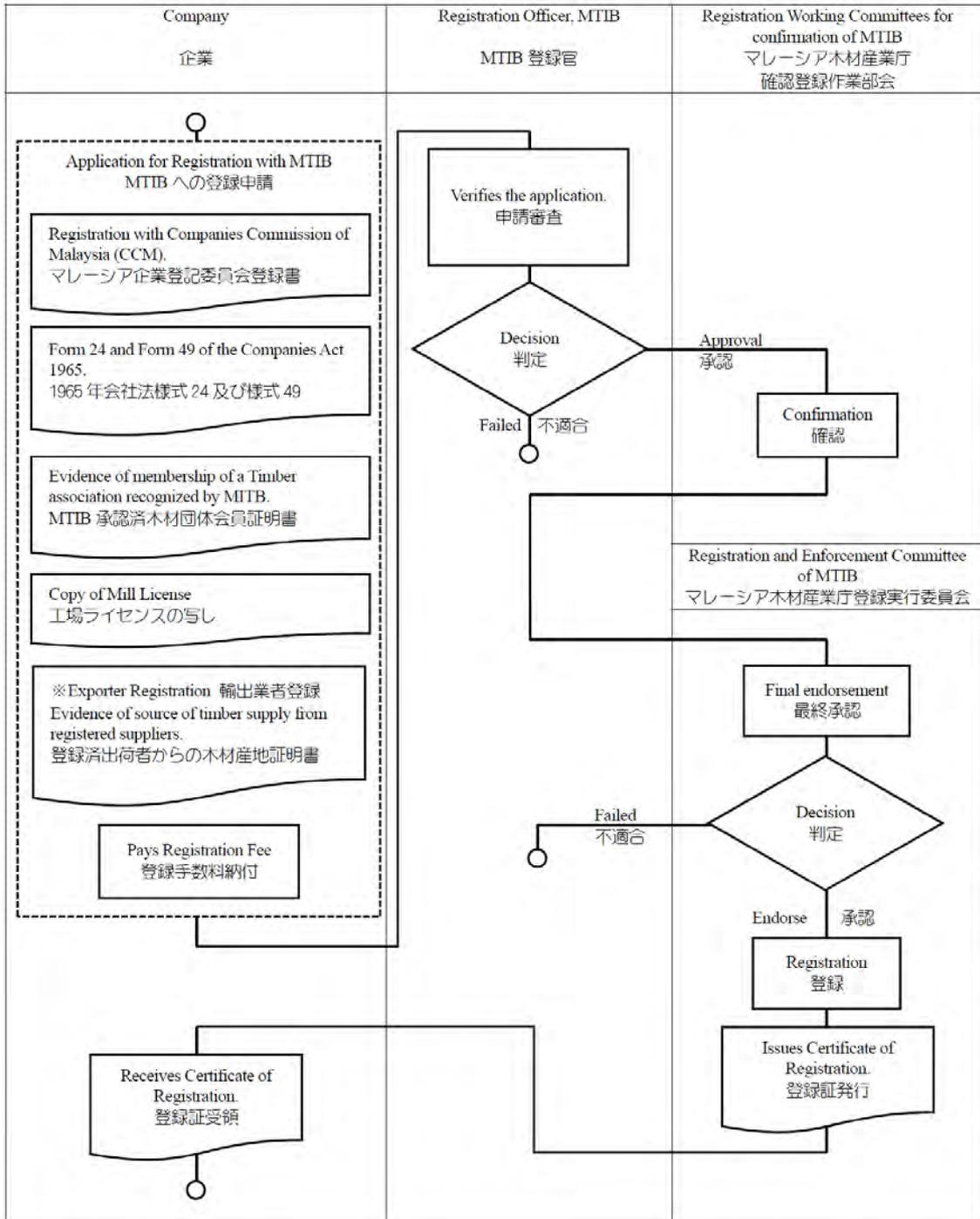
<sup>20</sup> Companies Commission of Malaysia (Suruhanjaya Syarikat Malaysia : SSM))

申請書は、前掲の書類を添付してマレーシア木材産業庁に提出する。提出した申請書は、マレーシア木材産業庁登録官が審査及び判定した上で、承認された申請書を同庁確認登録作業部会に回付する。確認登録作業部会は確認した申請書類を同庁登録実行委員会に回付し、同委員会は申請書類の最終確認と判定を行い、登録するのに適正な企業を登録し、登録書を申請者に発行する。

会社登録証の有効期間は1年以上5年以内で、具体的な有効期間はマレーシア木材産業庁の取締役会が決定する。

企業のマレーシア木材産業庁への登録は、各企業が所持している登録証又はマレーシア木材産業庁が登録企業一覧表に掲げている登録番号により確認できる。

Registration of Companies for Export	輸出のための企業登録
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林及びゴム林（私有林）
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB)	所管：マレーシア木材産業庁
A company intending to export and /or supply and /or process timber is required with MTIB.	輸出、供給または木材加工を行う企業は、MTIB への登録が必要である。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c22 企業登録

## 【証明書類及び手続書類】

企業登録に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c28 企業登録に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Application for Registration with MTIB. ■ Registration with Companies Commission of Malaysia (CCM) ■ Form 24 and Form 49 of the Companies Act 1965 ■ Evidence of membership of a Timber association recognized by MTIB. ■ Copy of the Mill License ■ Evidence of source of timber supply form registered suppliers (for Exporter registration) MTIB への登録申請 ■ マレーシア企業登記委員会登録書 ■ 1965 年会社法様式 24 号及び様式 49 号による書類 ■ MTIB 承認済木材団体会員証明書 ■ 工場ライセンスの写し ■ 登録済出荷さからの木材産地証明書（輸出業者登録用）	Company 企業	Registration Officer, MTIB マレーシア木材産業庁登録官
	Certification of Registration 登録証	Registration and Enforcement Committee of MTIB マレーシア木材産業庁登録実行委員会	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ②輸出規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、マレーシア木材産業庁への申告の義務及び罰則を、第 18 条 B の規定はマレーシアからの輸出について、第 20 条の規定は輸出に係る課徴金制度を定めている。

さらに輸出禁止品目に係る関税令<sup>21</sup>は、次の表のように規制の範囲を四つの区分により定め、規制区分別の輸出品目を掲げている。

なお、同令附則 2 では、輸出ライセンスの発行を担当する省・局・法定機関を定め、附則 3-1 及び附則 3-2 では輸出方法を定めている。

この他の輸出に係る規則は、マレーシア木材産業庁の木材輸出に係る広報誌（“Timber Export Bulletin”）及びウェブサイトに掲載している。

表 4.1.c29 輸出禁止品目に係る関税令が定める輸出禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸出禁止品目。
附則 2	輸出ライセンスがないと輸出できない品目。
附則 3-1	規定された方法以外では輸出できない品目。
附則 3-2	ワシントン条約の規制品目のために規定されている方法以外ではマレーシアから輸出できない品目。

<sup>21</sup> Customs (Prohibition of Exports) Order 2012

#### A. 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出

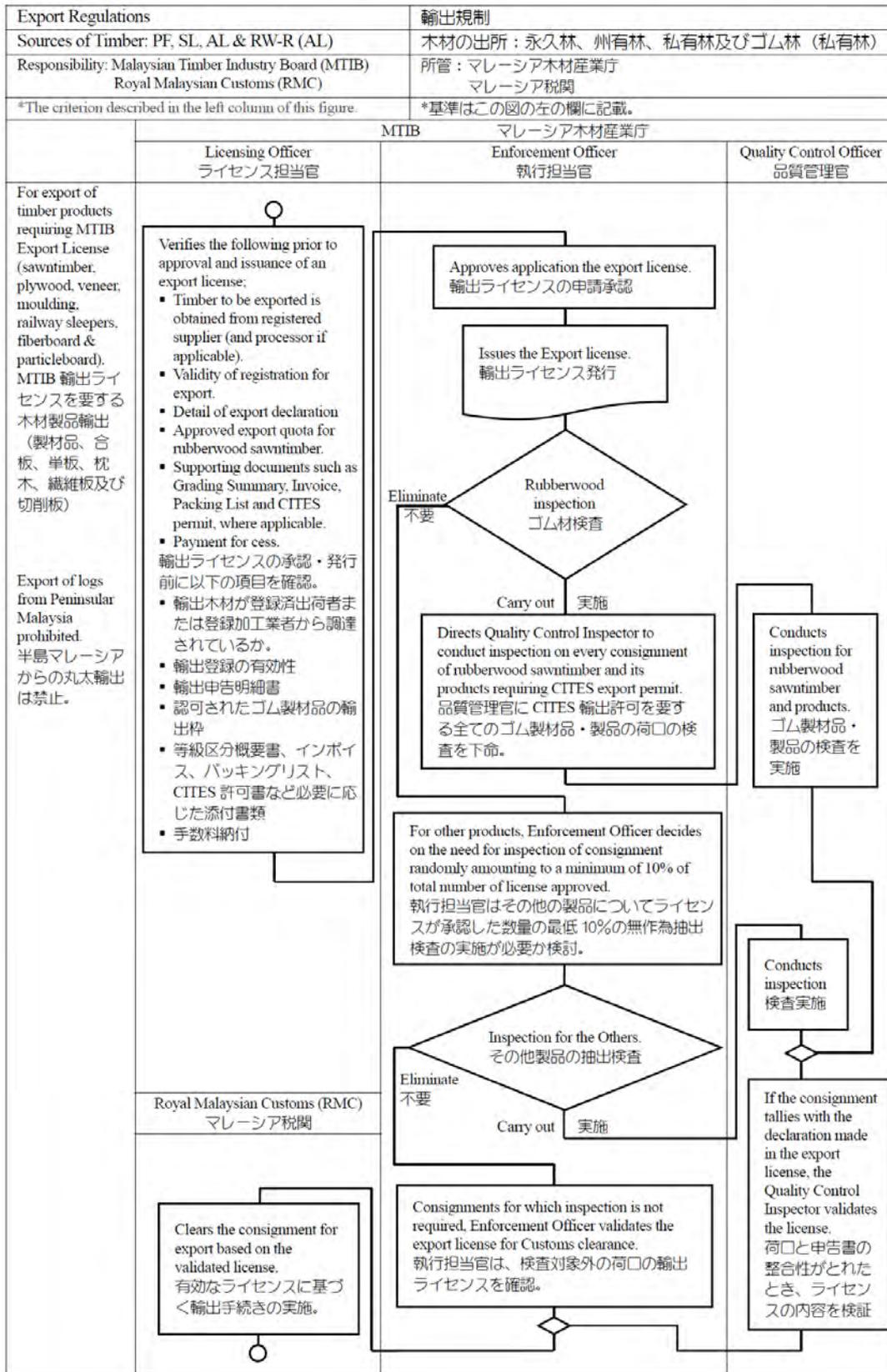
製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板をマレーシアの半島部から輸出するときは、マレーシア木材産業庁が発行する輸出ライセンスが必要である。

これらの製品を輸出しようとする企業は、輸出ライセンスをマレーシア木材産業庁のウェブサイトを利用して電子申請する。マレーシア木材産業庁のライセンス担当官は、各申請について輸出ライセンスの承認及び発行を行う前に、輸出木材の登録済出荷者又は登録加工業者からの調達、輸出登録の有効性、輸出申告明細書、認可されたゴム製材品の輸出枠、等級区分概要書、インボイス及びパッキングリスト並びに CITES 許可書その他の必要な添付書類及び手数料の納付を確認する。

これらの確認が完了すると、同庁執行担当官が輸出ライセンスの申請の承認及び発行を行う。執行担当官は、ゴム材製品については同庁品質管理官による全数検査を行う。ゴム材製品以外の木材製品については執行担当官がライセンスで承認した数量の最低 10% を無作為抽出する検査の必要性を検討し、この検査が不要な場合は執行担当官が検査対象外の荷口の輸出ライセンスを確認し、一方でこの検査が必要な場合は品質管理官が抽出検査を行う。品質管理官が行うゴム材製品及び木材製品の無作為抽出検査では、荷口と申告書の整合性を検証する。

その後、マレーシア王国税関は、マレーシア木材産業庁が発行した輸出ライセンスの内容と輸出品の整合性を確認した上で通関手続きを行う。

なお、ゴム材製品を輸出するときは、マレーシア木材産業庁にゴム農園経営者との間で取り交わしたゴム丸太の生産に係る同意書を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採取を終えた廃材であることを申告して、ゴム材合法性証明書証明書（図 4.1.8）を取得する必要がある。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c23 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出手続き

**【証明書及び手続書類】**

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c30 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得手続に要する書類

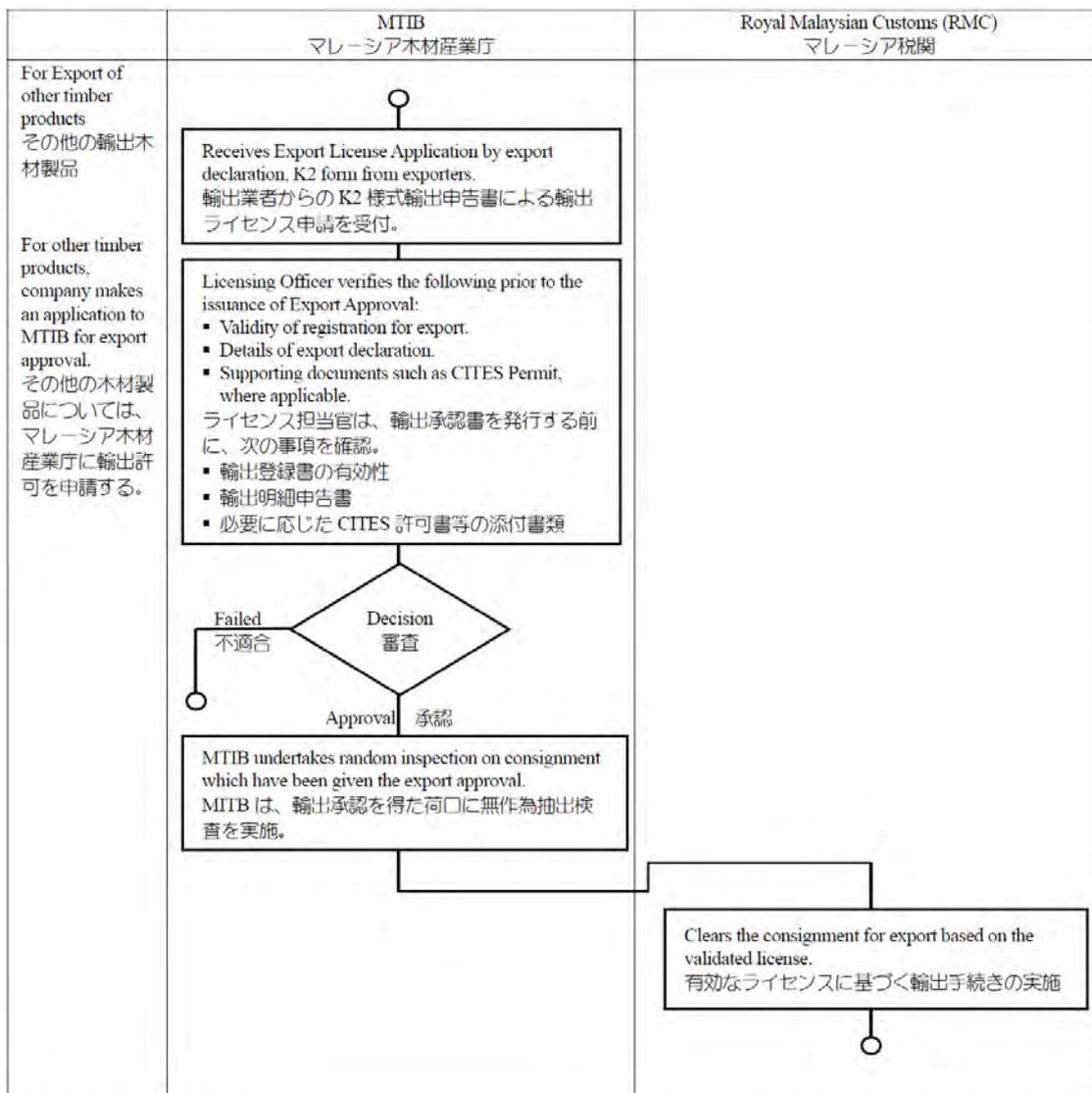
Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and f documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Timber to be exported is obtained from registered supplier.</li> <li>▪ Validity of registration for export.</li> <li>▪ Export Declaration and its detail.</li> <li>▪ Supporting documents such as Grading Summary, Invoice, packing List and CITES permit.</li> </ul> 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出木材が登録済出荷者または登録加工業者から調達されているか。</li> <li>▪ 輸出登録の有効性</li> <li>▪ 輸出申告及び同明細書</li> <li>▪ 等級区分概要書、インボイス、パッキングリスト、CITES 許可書など必要に応じた添付書類。</li> </ul>	Company 企業	Licensing Officer, MTIB マレーシア木材産業庁ライセンス担当官
	Export License 輸出ライセンス	Enforcement Officer, MTIB マレーシア木材産業庁執行担当官	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## B. その他の木材製品の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板以外の木材製品を輸出しようとするときは、K2 様式輸出申告書をマレーシア木材産業庁に提出して輸出許可申請をする。

K2 様式輸出申告書を受け付けた同庁のライセンス担当官は、輸出登録書の有効性、輸出明細申告書の内容及び CITES 許可書等必要に応じた書類の内容を審査し、書類が適正であれば荷口の無作為抽出検査を行い、税関手続の開始を許可する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c24 その他の製品の輸出手続き

## 【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c31 その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Validity of registration for export ▪ Supporting documents such as CITES permit, which applicable 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ CITES 許可書等必要に応じた添付書類	Company 企業	MTIB マレーシア木材産業庁
	Export License 輸出ライセンス	MTIB マレーシア木材産業庁	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ③輸入規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、木材の輸入に係るマレーシア木材産業庁への申告の義務及び違反に対する罰則を定めている。

輸入禁止品目に係る関税令<sup>22</sup>は、次の表の規制区分別に輸入禁止品目を定めている

さらに、植物防疫法<sup>23</sup>は、植物検疫の対象品目及び検疫検査に係る事項を規定している。

表 4.1.c32 輸入禁止品目に係る関税令が定める輸入禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸入禁止品目。
附則 2-1	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できない品目。
附則 2-2	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが、自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 2-3	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが Labuan、Langkawi、Tioman 及び特定自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 3-1	規定された方法以外での輸入ができない品目。
附則 3-2	規定された方法以外での輸入はできないが、自由商業地区では規制が適用されない品目。
附則 3-3	ワシントン条約の規制により規定した方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-1	マレーシアの基準及びマレーシア連邦当局によって承認された基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-2	マレーシアの基準及びマレーシア国当局が承認したその他の基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できないが、自由商業地区では規制を適用しない品目。

なお、マレーシアでは、特定諸国からの丸太輸入を禁止している。これに関しては、農業局（Department of Agriculture）が適宜発する植物検疫に関する通達及びマレーシア木材産

<sup>22</sup> Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

<sup>23</sup> Plant Quarantine Act 1976

業庁の通達により公表している。

#### A.丸太及び角材の輸入

丸太及び小割物を含む角材を輸入するときは、K1様式による通関手続を行う前に、マレーシア木材産業庁から輸入ライセンスを取得しなければならない。

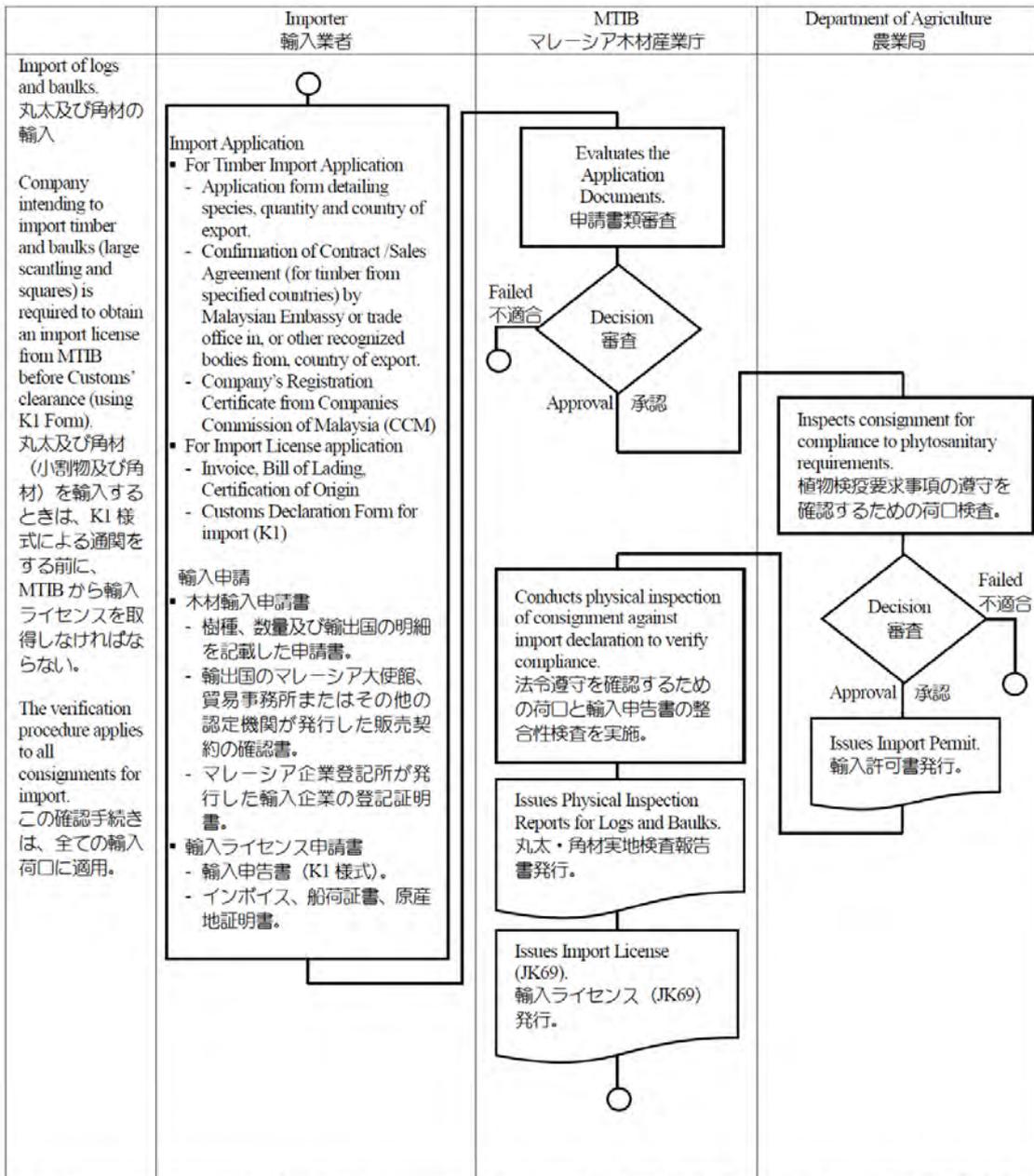
このため、丸太及び角材を輸入しようとする輸入業者は、マレーシア木材産業庁に木材輸入申請と輸入ライセンス申請を行う。

輸入申請書は、輸入業者が樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書、輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所又はその他の認定機関が発行した販売契約の確認書及びマレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書によって構成し、輸入ライセンス申請書は輸入申告書(K1様式)、インボイス、船荷証券及び原産地証明書により構成している。

輸入業者から申請を受けたマレーシア木材産業庁は、書類審査を行う。この書類審査が終わると、農業局は植物検疫要求事項の遵守を確認するための荷口検査を行い、その結果が適正であれば輸入許可書をマレーシア木材産業庁に発行する。

農業書からの輸入許可書を受けたマレーシア木材産業庁は、法令遵守を確認するための荷口と輸入申告書の整合性検査を行い、丸太・角材実地調査報告書とともに輸入ライセンスを発行する。

Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Import of logs from certain countries is prohibited based on phytosanitary requirements as specified by DoA or based on relevant circulars issued by MTIB.</li> <li>Company intending to import timber products which are subject to phytosanitary requirements by DoA, is required to obtain an import permit from DoA.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定諸国からの丸太輸入は、農業局の植物検疫規制またはマレーシア木材産業庁の関連通達により禁止されている。</li> <li>農業局の植物検疫規制の対象になっている木材製品の輸入をする企業は、農業局の輸入許可を取得する必要がある。</li> </ul>



\*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

\*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c25 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続き

## 【証明書類及び手続書類】

丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書類及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c33 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Timber Import Application - Application form detailing species, quantity and country of export. - Confirmation of Contract /Sales Agreement (for timber from specified countries) by Malaysian Embassy or trade office in, or other recognized bodies from, country of export. - Company's Registration Certificate from Companies Commission of Malaysia (CCM) 木材輸入申請 ▪ 樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書。 ▪ 輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所またはその他の認定機関が発行した販売契約の確認書 ▪ マレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import License Application - Invoice, Bill of Lading, Certification of Origin - Customs Declaration Form for import (K1) 輸入ライセンス申請書 ▪ 輸入申告書 (K1 様式) ▪ インボイス、船荷証券、原産地証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	MTIB マレーシア木材産業庁
	Physical Inspection Reports for Log and Baulks 丸太角材実地検査報告書	MTIB マレーシア木材産業庁	
	Import License (JK69) 輸入ライセンス (JK69)	MTIB マレーシア木材産業庁	Importer 輸入業者

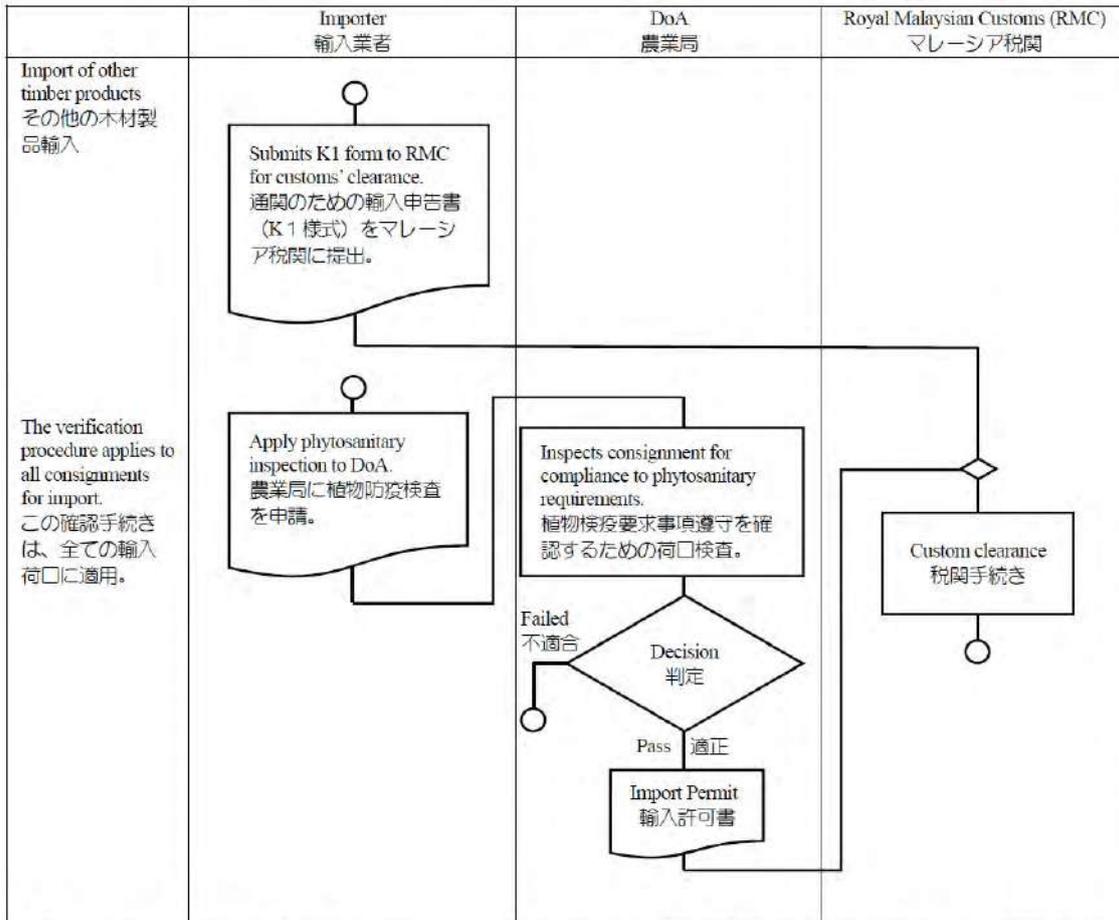
資料・監修：マレーシア木材産業庁

## B.その他の木材製品の輸入

輸入業者が丸太及び角材以外の木材製品を輸入するときは、通関のための輸入申告書 (K1 様式) を税関に提出するとともに、農業局に植物防疫検査を申請する。

植物防疫検査の申請を受けた農業局は、植物検疫要求事項遵守を確認するための荷口検査を行い、その荷口が適正であれば輸入許可書を発行する。

税関は、農業局からの輸入許可書が発行された荷口について、輸入業者からの輸入申告に基づく税関手続きを開始する。



\*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

\*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業界

図 4.1.c26 その他の木材製品の輸入手続き

**【証明書及び手続書類】**

その他の木材製品の輸入に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c34 その他の木材製品の輸入手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Import Declaration Form (K1) 輸入申告書 (K1 様式)	Importer 輸入業者	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関
	Phytosanitary Application 植物防疫検査申請	Importer 輸入業者	Department of Agriculture 農業局
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関

資料・監修：マレーシア木材産業界

#### ④サラワク州産材

半島部木材合法性保証システムもサバ州木材合法性保証システムと同様にサラワク州産木材の取扱基準を設けている。

この基準は EU からの要請により設定された。すなわち、EU はサラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System）は、EU の要求を満たしていると評価していないため、EU 向け木材製品にサラワク州産材が混入しないように設定されたサラワク州木材合法性確認システムが EU に認められるようになるまでの暫定基準である。

この基準は木材取扱企業に、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認すること、税関申告書（K3）をマレーシア木材産業庁に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼すること、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録すること、EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品には、サラワク州産材の使用又は混入が決してない旨の宣誓を行うことを求めている。

木材取扱企業がサラワク州産材を移入するときは、マレーシア木材産業庁に税関申告書（K3）を提出するとともに、農業局に植物防疫要求事項の遵守検査を要請する。これらの申請及び要請を受けて、マレーシア木材産業庁は実地調査を、農業局は荷口検査を実施する。これらの調査及び検査により適正な結果が得られたときは、税関は半島マレーシアでの荷口の自由な流通を承認する。

ただし、その後もサラワク州産材を取り扱う企業は、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録し、EU 向け木材製品へのサラワク州産材木材の使用又は混入を防止しなければならない。マレーシア木材産業庁は、企業のサラワク州産材又はそれを使用した木材製品のバイヤー、販売・流通の記録を実施していること及びこれらに FLEGT ライセンスを発行していないことを確認している。

サラワク州産材の取扱いに係る法令は、次の 4 つである。

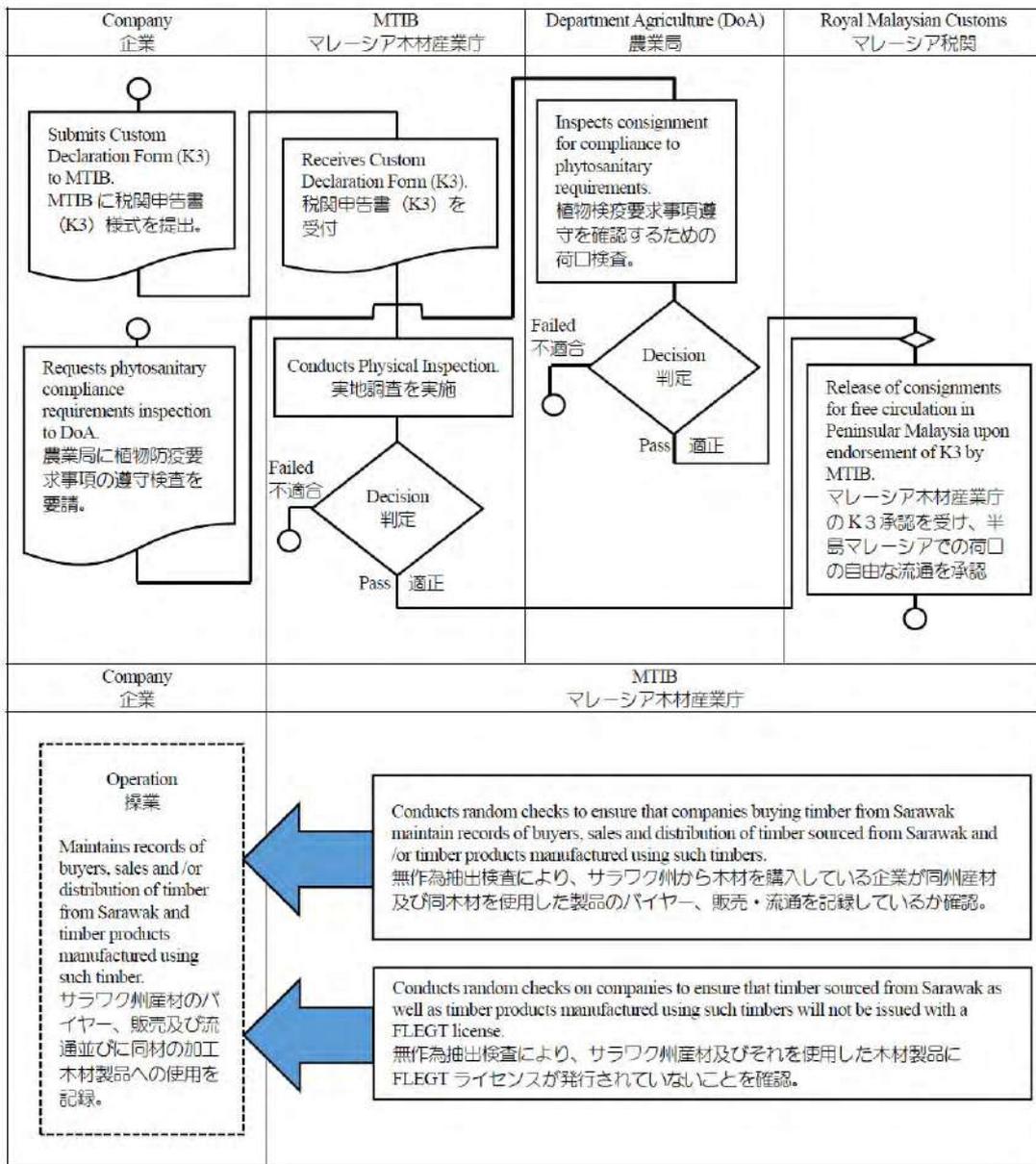
- 関税法（Customs Act 1967）
- マレーシア木材産業局設置法
- 植物検疫法（Plant Quarantine Act 1976）
- マレーシア木材産業局通達<sup>24</sup>

関税法、マレーシア木材産業局設置法及び植物検疫法では、サラワク州産材を特定した規定がない。しかし、マレーシア木材産業局の通達は、サラワク州産材を検疫対象動植物に準じて位置づけ、その対処方法を通達で示している。

---

<sup>24</sup> VPA/FLEGT によるサラワク州から半島マレーシア、サバ州への移動に関する手続き（マレーシア木材産業局 circular “Procedures for timber from Sarawak into Peninsular Malaysia and Sabah under the VPA/FLEGT”）

Timber from Sarawak	サラワク産木材
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Company operating in Peninsular Malaysia ensures that no timber brought in from Sarawak is included in export consignments shipped to the EU.</li> <li>Company submits Custom Declaration form (K3) to MTIB and requests for physical inspection upon arrival of timber at port of entry.</li> <li>Company maintains records of buyers, sales and /or distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber.</li> <li>Timber exporter to EU must declare that the products exported with a FLEGT license do not contain or include any timber sourced from Sarawak.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半島マレーシアで操業している企業は、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認する。</li> <li>企業は税関申告書 (K3 様式) を MTIB に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼する。</li> <li>企業は、サラワク木材のバイヤー、販売及び流通並びに同材の加工木材製品への使用を記録。</li> <li>EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品にはサラワク州産材が決して使用されたり、混入したりしていないことを宣誓する。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c27 サラワク州産材に係る手続き

## 【証明書及び手続書類】

サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c35 サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Custom Declaration Form (K3) 通関申告書 (K3 様式)	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Application Documents for Phytosanitary Inspection 植物防疫検査申請書	Company 企業	Department of Agriculture 農業局
	Records of buyers, sales and distribution of timber from Sarawak. サラワク州産材の販売者、販売及び流通の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of Sarawak timber consume volume for manufacturing. 加工用サラワク州産材消費量の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of FLEGT License (For Random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not issued with a FLEGT license.) FLEGT ライセンスの記録 (サラワク州産材及びそれを使用した木材製品に FLEGT ライセンスが発行されていないことを確認する無作為抽出検査のために使用)。	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁

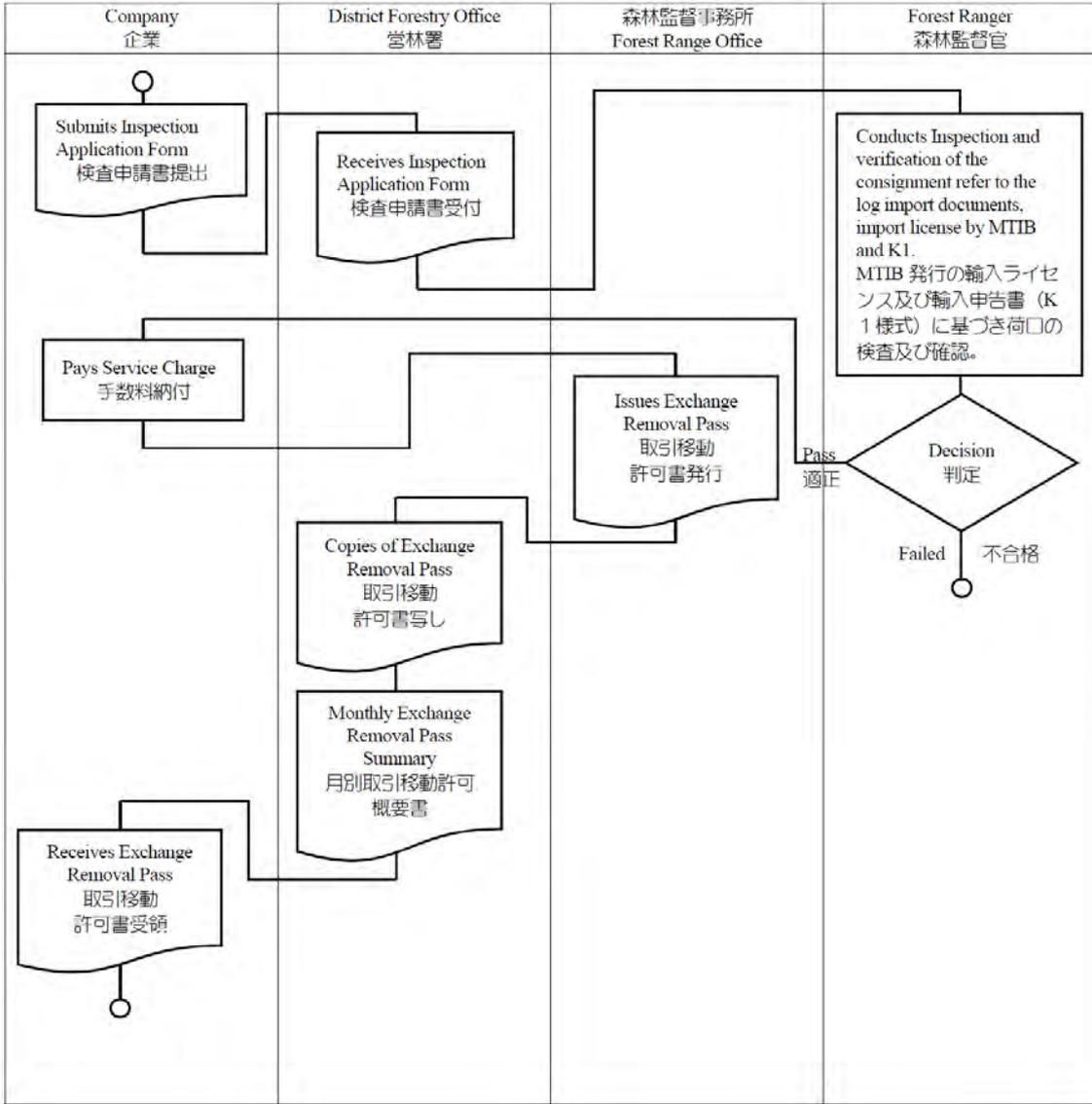
資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ⑤ 輸入丸太の輸送

輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に輸入丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書又は取引移動許可書の発行を受けなければならない。

丸太を輸入しようとする企業が営林署に検査申請書を提出すると、森林監督官はマレーシア木材産業庁発行の輸入ライセンス及び輸入申告書 (K1 様式) に基づき、荷口の検査及び確認を行う。この荷口検査が完了すると企業は手数料を納付し、手数料の納付を確認した森林監督事務所が取引移動許可書を発行し、営林署が月別取引移動許可書概要書を作成した上で企業に取引移動許可書が送付される。

Transportation of Imported Logs	輸入丸太の輸送
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Importer of logs applies to the nearest DFO to inspect the consignment of importer logs for the issuance of a Removal Pass or an Exchange Removal Pass before the logs are transported from the port of entry to the designated mills.	輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書または取引移動許可書の発行を受ける。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c28 輸入丸太の輸送手続き

### 【証明書及び手続書類】

輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c36 輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入材	Inspection Application Form 検査申請書	Company 企業	District Forestry Office 営林署
	Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書	Forest Range Office 森林監督事務所	Company 企業
	Copies of Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書の写し	Forest Range Office 森林監督事務所	District Forestry Office 営林署
	Monthly Removal Pass or Exchange Removal Pass Summary 月別移動許可書または取引移動許可概要書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### 4.1.c.3 森林認証

半島部の森林認証は、FSC 及び MTCS により行われている。半島部のスキーム別森林認証面積は、FSC が 12 万 6,940ha (2 件)、MTCS は 383 万 6,731ha で、合計面積は 396 万 3,731ha である。半島部の認証林は、MTCS によるものが 97%を占めている。認証面積が広い MTCS の森林認証の 91%にあたる 347 万 2,863ha は、4 つの州でそれぞれの州森林局が管理する森林である。

半島部のスキーム別 CoC 認証事業体数は、FSC が 160 件、MTCS は 366 件、合計 496 件である。

表 4.1.c37 半島部の森林認証面積、CoC 認証事業体数

(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	Pesama Timber Corporation Sdn. Bhd.	20,243	160
	Kumpulan Pengurusan Kayu Kayan Terengganu Sdn. Bhd.	106,697	
	計	126,940	
MTCS	SIRIM QAS International Sdn. Bhd.	334,983	366
	Negeri Sembian State Forestry Department	155,825	
	Pahang State Forestry Department	1,563,933	
	Perak State Forestry Department	998,306	
	Selangor State Forestry Department	238,747	
	Terengganu State Forestry Department	544,937	
計	3,836,731		
合計		3,963,671	496

注:FSCはForest Stewardship Council、MTCSはMalaysian Timber Certification Schemeの略。

資料：2017年11月現在のFSCウェブサイト (<http://www.info.fsc.org>) 及びMTCC (Malaysian Timber Certification Council) 提供資料

#### 4.1.c.4 木材市場

##### (1) 木材需給動向

###### ①概要

2016年の半島部の丸太生産量は、445万1,000m<sup>3</sup>であった。半島部においては、丸太はほぼ半島産のものが使われており、輸出入量はわずかである。過去5年間における半島部の名目丸太消費量は、おおよそ410万m<sup>3</sup>から450万m<sup>3</sup>の水準で推移している。

2016年の半島部における製材品の生産量は、248万5,000m<sup>3</sup>であった。製材品は輸出割合が徐々に増加する傾向にあり、製材品生産量に対する輸出量の割合は、2012年の37%から毎年拡大し、2016年には51%と半数を上回るようになった。

2016年の半島部における合板の生産量は、36万4,000m<sup>3</sup>であった。半島部の合板生産量は減少傾向にあり、2016年の生産量は2012年の41万5,000m<sup>3</sup>に対して12%減少した。一方で合板輸入量は増加傾向にあり、2016年の合板輸入量は前年の倍以上、100万m<sup>3</sup>を上回る量が記録されている。

表 4.1.c38 半島部の主要林産物需給動向

(1,000m<sup>3</sup>)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	生産量	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
	輸入量	35	24	27	21	14
	輸出量	10	8	12	16	4
	名目消費量	4,493	4,100	4,130	4,346	4,461
製材品	生産量	2,790	2,502	2,457	2,511	2,485
	輸入量	295	250	226	244	228
	輸出量	1,019	1,049	1,097	1,254	1,255
	名目消費量	2,066	1,703	1,586	1,501	1,458
合板	生産量	415	381	381	425	364
	輸入量	327	269	411	487	1,003
	輸出量	189	206	233	235	289
	名目消費量	553	444	559	677	1,078
単板	生産量	62	92	141	68	94
	輸入量	131	106	114	123	103
	輸出量	11	4	6	10	15
	名目消費量	182	194	249	181	182

資料：マレーシア木材産業庁

## ②丸太の生産動向

過去 10 年間の丸太生産量は、400 万 m<sup>3</sup> をやや上回る水準で推移している。丸太生産量が最も多かったのは 2012 年の 446 万 8,000m<sup>3</sup>、最も少なかったのは「リーマンショック」の影響で需要がにぶった 2009 年の 368 万 7,000m<sup>3</sup> であった。

州別丸太生産量は、2016 年は半島中央部の Pahang 州の生産量が 227 万 1,000m<sup>3</sup> と半島部丸太生産量の 51% と最も多かった。次いで多かったのは、半島北部の Kelantan 州の 83 万 1,000m<sup>3</sup> (半島部丸太生産量の 19%)、Perak 州の 53 万 m<sup>3</sup> (同 12%) である。

このように 2016 年では、生産した丸太の半分以上が Pahang 州で生産されている結果となっているが、2007 年の時点では、丸太生産量に占める同州のシェアは 27% (113 万 7,000 m<sup>3</sup>) と、同じく Kelantan 州の 34% (144 万 3,000m<sup>3</sup>) よりも小さかった。しかしその後の 10 年間で Kelantan 州の生産量が減少し、Perak 州の生産量が増加したことから、丸太の州別生産量は Pahang 州に集中している構造となった。

このような丸太の主要産地の変化の要因は、マレーシア林業総局 (Forest Department of Peninsular Malaysia) が発表している森林区分別伐採面積の推移により明らかになる。

半島マレーシアの伐採面積は 2007 年の 10 万 3,599ha から 9 万 4,931ha に 8% 減少した。ただし、表 4.1.c40 に示したように、この期間の伐採面積の推移は森林区分別に異なっており、永久林では 37% 増加しているのに対し州有林と私有林ではそれぞれ 51% 減、53% 減とほぼ半減している。

表 4.1.c39 半島部州別丸太生産量

(1,000m<sup>3</sup>)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
計	4,220	4,029	3,687	4,162	4,172	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
Johor	171	105	71	73	71	51	91	70	55	47
Kedah	178	233	209	202	368	304	228	294	531	458
Kelantan	1,443	1,409	1,265	1,270	1,129	1,111	1,050	954	888	831
Melaka	2	1	1	1	1	—	0	5	—	3
Negri Sembilan	93	66	88	67	112	113	85	52	74	44
Pahang	1,137	1,121	1,175	1,374	1,407	1,662	1,605	1,779	2,037	2,271
Perak	756	682	568	609	656	660	576	485	456	530
Perlis	—	—	—	0	0	0	1	1	1	0
Pulau Pinang	—	—	—	—	1	3	0	—	—	—
Selangor	38	24	6	4	3	2	1	1	4	4
Terengganu	404	388	304	560	423	562	447	474	296	264

注：「—」は生産実績がないことを、「0」は生産量があるものの 500m<sup>3</sup> に満たなかったことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

伐採面積が拡大している永久林については、天然林伐採面積が 2007 年の 2 万 9,621ha からの 2016 年には 3 万 6,572ha に 10 年間で 6,251ha 増加した。この期間中に Padang 州では 7,558ha から 1 万 3,677ha に伐採面積が 6,119ha も拡大したのに対して、Kelantan 州では 6,569ha から 2,625ha に 3,944ha 縮小している。

さらに人工林伐採面積は、同期間に 1 万 8,146ha から 2 万 8,831ha に 59%拡大している。特に Pahang 州の人工林伐採面積は 2007 年の 854ha から 2016 年の 1 万 5,594ha に 18 倍もの拡大をみせている。一方で Kelantan 州の人工林伐採面積は、同期間に 1 万 426ha から 8,002ha に 23%縮小した。

Kelantan 州の木材生産量の減少は、州有林伐採量の減少も大きな影響を与えている。同州の州有林伐採面積は、2007 年の 7,824ha から 341ha にまで縮小した。

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
合 計	總 計	103,599	103,210	86,883	98,635	110,520	93,164	80,570	102,816	77,190	94,931	
	Johor	10,930	8,968	4,317	5,473	4,059	6,284	3,166	5,729	4,725	2,631	
	Kedah	4,419	5,447	4,031	5,602	6,308	3,265	5,883	4,598	5,328	7,415	
	Kelantan	28,578	30,464	24,831	23,750	24,555	20,212	10,280	17,641	15,064	16,611	
	Melaka	1,153	85	57	—	38	356	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	8,348	3,861	4,323	2,640	6,706	2,810	1,228	2,024	1,658	2,469	
	Pahang	21,099	29,214	30,211	30,881	39,457	35,912	36,296	34,969	34,478	42,823	
	Perak	14,007	15,742	11,977	17,617	19,292	12,045	12,770	13,026	9,049	12,850	
	Perlis	—	—	88	15	2	21	72	—	168	11	
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	179	9	—	—	—	
	Selangor	3,170	1,188	210	737	180	128	259	13,558	3	8,090	
	Terengganu	11,895	8,241	6,794	11,920	9,858	11,952	10,607	11,138	6,717	1,991	
小 計	計	50,555	54,122	42,011	51,748	56,253	54,520	49,874	58,387	56,215	69,187	
	Johor	6,072	5,725	1,480	2,889	1,944	3,570	1,583	3,606	3,195	1,255	
	Kedah	2,007	2,435	2,028	3,646	4,978	2,451	4,715	3,602	4,658	6,666	
	Kelantan	17,385	21,243	16,969	17,943	15,232	11,727	5,908	12,255	12,122	12,458	
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	2,075	1,106	548	415	1,458	820	609	1,410	1,130	1,827	
	Pahang	8,412	12,594	11,350	12,646	16,314	19,373	19,835	22,214	24,467	30,960	
	Perak	7,901	6,220	6,416	6,927	8,213	7,010	8,722	6,898	6,025	7,998	
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	1,905	893	23	376	—	39	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,861	3,089	6,906	8,112	9,530	8,502	8,269	4,453	—	
永 久 林	天 然 林	計	29,621	30,832	25,522	31,529	36,503	35,538	38,191	34,070	28,795	36,572
		Johor	1,420	1,470	884	1,460	1,192	617	1,026	553	698	907
		Kedah	1,370	1,955	2,018	2,118	2,028	1,800	3,826	3,281	3,304	3,338
		Kelantan	6,569	6,580	6,593	6,594	5,899	5,903	5,908	3,404	2,120	2,625
		Melaka	—	—	—	—	—	—	—	133	—	—
		Negri Sembilan	642	66	220	415	429	604	609	762	792	1,827
	Pahang	7,558	11,189	8,540	11,127	13,592	13,584	13,594	13,601	13,627	13,677	
	Perak	7,200	6,220	5,301	6,927	7,862	6,985	8,642	6,898	4,559	6,215	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	942	—	—	—	—	—	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,352	1,966	2,888	5,501	6,045	4,586	5,438	3,695	—	
人 工 林	計	18,146	20,981	12,023	14,297	6,575	13,486	6,947	12,112	23,346	28,831	
	Johor	4,249	3,928	386	1,429	128	2,479	557	3,053	2,497	307	
	Kedah	—	—	—	—	2,950	—	889	121	526	3,328	
	Kelantan	10,426	14,406	10,376	11,349	1,566	5,824	—	3,872	10,002	8,002	
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Negri Sembilan	953	349	—	—	—	—	—	648	183	—	
	Pahang	854	1,405	445	1,519	1,585	5,183	5,421	4,418	9,338	15,594	
	Perak	701	—	816	—	346	—	80	—	800	1,600	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Selangor	963	893	—	—	—	—	—	—	—	—		
Terengganu	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積 (つづき)

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
永 久 林	計	2,788	2,309	4,466	5,922	13,175	5,496	4,736	12,205	4,074	3,784
	Johor	403	327	210	—	624	474	—	—	—	41
	Kedah	637	480	10	1,528	—	651	—	200	828	—
	Kelantan	390	257	—	—	7,767	—	—	4,979	—	1,831
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	—	—	40
	Negri Sembilan	480	691	328	—	1,029	216	—	—	155	—
	Pahang	—	—	2,365	—	1,137	606	820	4,195	1,502	1,689
	Perak	—	—	299	—	5	25	—	—	666	183
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	—	—	23	376	—	39	—	—	—	—
	Terengganu	—	509	1,123	4,018	2,611	3,485	3,916	2,831	758	—
州 有 林	計	30,552	28,901	27,760	31,949	35,103	23,884	21,535	17,528	13,038	15,061
	Johor	3,227	661	454	999	361	1,381	768	1,051	993	718
	Kedah	1,068	2,459	752	253	677	80	100	60	—	—
	Kelantan	7,824	5,077	2,849	2,986	3,209	2,083	1,891	665	372	341
	Melaka	45	—	—	—	38	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	3,815	1,515	2,205	1,399	3,367	1,389	321	299	492	—
	Pahang	10,150	13,573	15,796	14,960	19,648	14,187	15,361	12,151	9,672	10,701
	Perak	2,541	4,256	3,356	7,715	7,502	3,565	2,790	3,153	1,303	2,795
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	176	9	—	—	—
	Selangor	87	—	—	—	—	—	—	—	—	107
	Terengganu	1,795	1,360	2,348	3,637	301	1,023	295	149	206	399
私 有 林	計	22,492	20,187	17,112	14,938	19,164	14,760	9,161	26,901	7,937	10,683
	Johor	1,631	2,582	2,383	1,585	1,754	1,333	815	1,072	537	658
	Kedah	1,344	553	1,251	1,703	653	734	1,068	936	670	749
	Kelantan	3,369	4,144	5,013	2,821	6,114	6,402	2,481	4,721	2,570	3,812
	Melaka	230	40	37	—	—	356	—	—	—	—
	Negri Sembilan	2,458	1,240	1,570	826	1,881	601	298	315	36	642
	Pahang	2,537	3,047	3,065	3,275	3,495	2,352	1,100	604	339	1,162
	Perak	3,565	5,266	2,205	2,975	3,577	1,470	1,258	2,975	1,721	2,057
	Perlis	—	—	—	15	—	21	72	—	3	11
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	3	—	—	—	—
	Selangor	1,178	295	187	361	180	89	259	13,558	3	—
	Terengganu	6,180	3,020	1,357	1,377	1,445	1,399	1,810	2,720	2,058	1,592

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

## ③製材工場

半島部の2016年の製材工場数は、370件である。同年はこれらの工場により346万3,416m<sup>3</sup>の丸太が消費され、284万4,569m<sup>3</sup>の製材品が生産された。

これらの数値について、10年前の2007年と比較すると、製材工場工場数は2007年の438件から16%減、丸太消費量は同じく438万1,091m<sup>3</sup>から21%減、製材品生産量は同じく266万8,030m<sup>3</sup>から7%減少している。このため一工場あたり平均製材品生産量は、2007年の6,091m<sup>3</sup>から2016年には6,715m<sup>3</sup>に増加している。

表 4.1.c41 半島部の製材工場数、丸太消費量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	438	454	372	401	409	390	383	383	430	370
	Johor	52	47	37	33	40	38	39	41	48	36
	Kedah	21	19	17	16	17	16	14	11	13	10
	Kelantan	51	50	47	50	50	46	41	48	45	45
	Melaka	10	9	8	8	9	9	9	12	15	10
	Negri Sembilan	26	31	28	25	24	28	27	27	27	24
	Pahang	80	90	65	76	77	69	71	70	78	74
	Perak	73	75	74	72	66	72	74	70	89	75
	Perlis	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	25	26	22	23	23	23	20	19	22	17
	Selangor	31	34	16	30	31	26	28	24	22	19
	Terengganu	67	68	57	67	67	63	60	61	71	60
	Kuala Lumpur	2	5	1	1	5	—	—	—	—	—
	丸太消費量(m <sup>3</sup> )	計	4,381,091	3,681,102	3,131,303	3,892,420	3,920,570	4,772,260	3,586,069	3,491,493	3,531,195
Johor		431,913	435,853	363,173	633,805	625,840	626,786	642,436	344,467	371,181	326,080
Kedah		97,478	97,173	85,431	109,528	111,243	103,506	68,294	56,035	48,487	55,033
Kelantan		1,108,281	766,107	660,350	816,557	806,548	1,532,871	584,976	650,218	590,655	606,543
Melaka		34,798	48,569	50,388	54,456	56,582	58,638	53,239	72,571	59,221	47,252
Negri Sembilan		355,889	319,740	283,728	305,988	342,145	387,116	366,991	347,227	485,299	297,842
Pahang		983,591	832,650	686,351	889,349	857,650	855,160	788,195	922,107	894,211	1,020,561
Perak		459,449	461,345	352,381	348,601	367,018	533,605	439,199	419,876	473,496	489,071
Perlis		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Pulau Pinang		81,914	83,907	80,966	142,878	164,495	82,016	63,466	68,408	63,474	61,428
Selangor		322,718	143,981	169,201	141,696	169,786	159,033	144,252	162,066	136,685	182,857
Terengganu		501,408	490,084	396,750	449,562	419,263	433,529	435,021	448,518	408,486	376,749
Kuala Lumpur		3,652	1,693	2,584	—	—	—	—	—	—	—

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c42 半島部の製材品生産量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品生産量 (c3)	計	2,668,030	2,386,598	2,080,706	2,659,253	2,675,384	2,790,071	2,501,722	2,456,888	2,511,256	2,484,569
	Johor	282,724	282,569	231,574	422,361	409,120	418,005	429,482	239,448	257,741	230,028
	Kedah	59,791	59,524	54,884	72,791	71,057	67,340	44,395	36,088	31,557	34,885
	Kelantan	512,509	489,189	438,156	575,005	543,392	542,982	424,496	454,918	430,458	437,051
	Melaka	19,645	22,501	33,815	34,991	39,553	31,987	28,151	47,732	39,322	32,409
	Negri Sembilan	207,628	188,423	177,158	199,074	227,677	265,066	228,556	228,589	323,446	213,675
	Pahang	679,867	559,823	464,607	613,380	587,975	585,078	547,188	648,995	645,979	740,304
	Perak	297,878	286,851	234,323	216,754	255,324	374,138	321,518	287,469	323,561	334,749
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	51,849	50,623	47,240	94,605	101,024	58,106	43,430	46,410	44,874	43,087
	Selangor	185,357	87,538	101,510	90,744	119,220	110,707	103,174	115,513	98,842	121,727
	Terengganu	368,139	358,308	295,529	339,548	321,042	336,662	331,332	351,726	315,476	296,654
Kuala Lumpur	2,643	1,249	1,910	—	—	—	—	—	—	—	

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

製材工場は、半島中部に集中している。2016年の州別製材工場数は、Perak州75件、Pahang州74件、Terengganu州60件、Kelantan州12件とこれら4州に6割の工場(221件)が立地している。

その中でもPahang州とKelantan州の工場の規模が大きく、1工場あたり平均生産量は、Pahang州が1万m<sup>3</sup>余り、Kelantan州は9,700m<sup>3</sup>余りである。2016年の州別製材品生産量は、Pahang州が最も多く74万m<sup>3</sup>と半島全体の生産量の30%を占めている。次いでKelantan州(43万304m<sup>3</sup>、半島部生産量の18%)、Perak州(33万4,749m<sup>3</sup>、同13%)、Terengganu州(29万6,654m<sup>3</sup>、同12%)での生産量が多い。

2016年の製材品生産量は2007年よりも7%減少している。しか

し、この期間にMelaka州、Perak州、Pahang州では生産量が大きく増加し、生産量の増加率は、Melaka州が65%、Perak州は12%、Pahang州は9%であった。

最も増加率が高いMelaka州の1工場あたり製材品生産量は2007年が1,965m<sup>3</sup>、2016年は3,241m<sup>3</sup>と半島部の平均値よりも小さいが、工場の規模拡大がなされている。

Perak州及びPahang州は、製材品生産量が多い州であり、これらの州で生産量が増加したため、製材加工の地理的な集中が一段と進む結果となっている。

一方で Kuala Lumpur 特別州では、2009 年を最後に製材品の生産がなくなり、さらに同特別州を囲む Selangor 州も 2007 年から 2016 年の間に製材品生産量が 34%減少した。また製材品生産量は元々少ないが、北東部の Kedah 州では同期間に製材品生産量が 42%減少している。

#### ④合単板工場

半島部では 2016 年に 27 件の合単板工場が 61 万 9,458m<sup>3</sup>の原木を消費して 36 万 4,247 m<sup>3</sup>の合板及び 9 万 3,854m<sup>3</sup>の単板を生産した。

これらの数字を 2007 年のものと比較すると、合単板工場数は 2007 年の 31 件から 13%減、丸太消費量は同じく 59 万 9,419m<sup>3</sup>から 3%増、合板生産量は同じく 47 万 3,145m<sup>3</sup>から 23%減、単板生産量については 4 万 5,293m<sup>3</sup>から倍増している。

2007 年から 2016 年までの 10 年間に、合単板産業には製材産業以上の変化があったようである。

半島部の合単板生産の中心地は、Pahang 州と Kedah 州である。2007 年の半島部に占める州別合板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 16 万 3,421m<sup>3</sup>）が 37%、Kedah 州（生産量 17 万 2,541m<sup>3</sup>）が 29%で、両州合わせたシェアは 66%である。2007 年から 2016 年までの 10 年間で合板の生産量は 23%減少したが、その中で量は少ないが Kelantan 州の生産量は 7,499m<sup>3</sup>から 2 万 5,488m<sup>3</sup>に 3.4 倍の増加、Pulau Pinang 州では同じく 1 万 8,370m<sup>3</sup>から 3 万 2,067m<sup>3</sup>に 75%の増加、Perak 州では同じく 3 万 6,398m<sup>3</sup>から 4 万 9,093m<sup>3</sup>に 34%の増加がみられた。一方で、Melaka 州、Selangor 州及び Terengganu 州では、合板の生産がなされなくなった。

さらに同年の半島部に占める州別単板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 3 万 4,429m<sup>3</sup>）が 37%、Kedah 州（生産量 3 万 4,559m<sup>3</sup>）が 37%で、両州合わせたシェアは 74%である。2007 年当時は、Negri Sembilan 州が半島部の単板生産量の 49%（2 万 2,293m<sup>3</sup>）を占めていたが、2008 年から 2011 年の間は生産を停止し、2012 年に生産を再開したものの、2016 年のシェアは 8%（7,507m<sup>3</sup>）にとどまっている。

表 4.1.c43 半島部の合単板工場数、丸太消費量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
稼働工場数(件)	計	31	32	28	22	22	22	24	24	27	27
	Johor	4	5	4	3	3	2	3	4	4	3
	Kedah	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
	Kelantan	2	2	2	1	2	2	2	2	4	4
	Melaka	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	Pahang	8	8	8	6	6	7	7	7	7	8
	Perak	4	4	3	3	3	4	4	5	5	6
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1
	Selangor	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1
	Terengganu	3	3	2	1	1	—	1	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丸太消費量(m <sup>3</sup> )	計	599,419	522,296	469,870	604,010	681,741	708,732	590,665	613,293	518,382	619,458
	Johor	24,710	16,723	1,950	—	3,107	10,651	6,146	16,243	9,408	9,908
	Kedah	122,860	154,276	129,741	152,115	167,833	153,047	144,057	120,335	139,453	128,912
	Kelantan	12,021	29,762	31,954	30,637	91,586	95,294	113,192	123,071	49,755	92,054
	Melaka	1,856	2,041	1,127	1,321	1,309	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	12,890	3,220	4,160	23,400	15,480	23,040	20,635	22,394	19,250	29,860
	Pahang	305,755	229,469	196,123	191,093	198,919	198,350	177,087	188,310	172,624	217,747
	Perak	29,652	34,968	69,573	130,896	141,386	172,769	92,883	110,670	81,011	83,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	32,791	15,496	5,355	38,236	54,261	53,981	35,606	30,398	45,815	55,999
	Selangor	10,614	7,841	26,231	26,167	2,771	1,600	1,059	1,872	1,066	1,885
	Terengganu	46,270	28,500	3,656	10,145	5,089	—	—	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

表 4.1.c44 半島部の合板生産量、単板生産量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
合板生産量 (c3)	計	473,145	467,153	357,490	382,884	403,262	415,466	380,518	381,446	425,796	364,247
	Johor	14,500	12,781	1,397	—	—	—	—	7,010	4,695	3,662
	Kedah	172,541	195,755	125,096	144,728	133,746	113,454	115,246	111,411	128,694	106,729
	Kelantan	7,499	14,970	23,364	96	19,581	24,040	29,513	43,715	39,828	25,488
	Melaka	719	75	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	13,464	4,413	6,030	9,600	9,037	9,100	8,441	11,594	11,786	11,950
	Pahang	163,421	164,652	153,305	143,640	144,053	157,439	129,395	116,746	136,354	135,258
	Perak	36,398	34,144	29,412	37,518	57,654	71,187	68,591	62,707	64,163	49,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	18,370	9,575	3,849	24,738	34,353	39,156	28,485	26,703	39,421	32,067
	Selangor	21,851	20,315	12,306	17,520	2,167	1,090	847	1,560	855	—
	Terengganu	24,382	10,473	2,731	5,044	2,671	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単板生産量(販売用) (c3)	計	45,293	13,739	7,685	34,634	54,991	61,774	92,016	141,164	67,688	93,854
	Johor	6,500	2,977	2,776	3,529	2,231	5,138	4,917	8,245	7,805	4,214
	Kedah	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Kelantan	7,438	5,313	1,438	26,220	50,308	48,036	61,040	64,620	31,399	34,559
	Melaka	—	—	—	1,237	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	22,293	—	—	—	—	8,600	8,068	9,253	7,390	7,507
	Pahang	6,570	4,617	2,755	3,207	2,452	—	12,275	30,254	5,664	34,429
	Perak	173	259	—	—	—	—	5,716	28,792	15,430	11,789
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	1,224	573	716	441	—	—	—	—	—	1,356
	Terengganu	1,095	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注:「—」は生産実績がないことを示す。

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

### ⑤モールディング

モールディング製品の生産は、製材から一步進んだ付加価値製品としてマレーシアでも推奨されていた。しかし、モールディング製品のMDFへの代替、内装仕様その他の需要の変化により、モールディング産業は縮小している。

半島部のモールディング工場数は、2007年の65工場から2016年には36工場に減少した。原料製材品消費量については、2007年の34万8,220m<sup>3</sup>から9万1,913m<sup>3</sup>に74%も減少し、製品生産量も2007年の19万5,716m<sup>3</sup>から7万1,900m<sup>3</sup>に63%減少した。

2016年におけるモールディング製品の主要加工地は、Selangor州

(半島部の生産量の31%)、Pulau Pinang州(同23%)及びTerengganu州(22%)である。Pulau Pinang州は、2007年の時点でも生産量シェアの25%を占めているモールディングの主要加工地であり、2016年もほぼ同じシェアを維持しているが、生産量は、2007年の4万8,925m<sup>3</sup>から66%減少している。一方で、Selangor州の生産量は、2007年は1万7,296m<sup>3</sup>であったが、2008年から急増して2011年には11万5,417m<sup>3</sup>に達した。その後、同州の生産量は2016年には2万2,531m<sup>3</sup>にまで低下しているが、半島部第1位の加工地になっている。

表 4.1.c45 モールディング加工工場数

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	65	68	63	60	47	57	34	38	65	36
	Johor	5	5	5	2	1	2	—	—	—	1
	Kedah	2	2	2	2	2	1	—	—	—	—
	Kelantan	2	2	2	2	1	2	1	1	1	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negeri Sembilan	3	3	3	3	2	2	2	1	3	1
	Pahang	12	12	12	11	8	7	6	8	13	5
	Perak	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	9	9	9	9	9	11	7	9	9	9
	Selangor	19	21	17	18	15	23	9	10	30	8
	Terengganu	11	12	11	11	7	7	7	7	6	9
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

表 4.1.c46 モールディング工場原料製材品消費量、モールディング生産量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
原料製材品消費量 (C3)	計	348,220	206,708	506,018	202,633	290,899	343,931	101,240	134,226	102,439	91,913
	Johor	1,851	1,680	1,542	1,723	1,553	1,550	—	—	—	648
	Kedah	167,006	45,001	18,157	19,758	19,024	1,296	—	—	—	—
	Kelantan	12,796	5,001	10,974	9,967	10,746	10,057	1,544	3,203	3,370	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	5,147	994	1,270	2,139	1,385	928	193	114	1,706	686
	Pahang	34,835	27,894	345,534	15,867	44,251	26,579	19,275	25,263	9,640	7,751
	Perak	3,332	2,892	1,893	2,471	2,534	2,251	1,607	1,071	8,431	10,878
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	59,463	18,316	22,083	16,890	40,109	129,192	17,412	16,733	17,310	20,820
	Selangor	30,479	79,145	77,273	103,098	140,576	138,307	37,155	47,726	34,689	31,135
	Terengganu	33,311	25,785	27,292	30,720	30,721	33,771	24,054	40,116	27,293	19,995
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製品生産量 (C3)	計	195,716	170,846	307,995	160,928	235,500	243,968	76,672	97,677	79,277	71,900
	Johor	1,125	1,530	1,185	1,424	1,132	1,058	—	—	—	532
	Kedah	53,994	27,291	10,660	13,307	14,297	972	—	—	—	—
	Kelantan	3,082	874	3,616	6,236	6,545	8,483	785	1,817	1,628	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	4,964	951	1,235	1,889	1,327	869	169	100	1,489	596
	Pahang	32,999	22,904	180,506	12,531	32,980	21,356	15,310	18,551	8,008	6,112
	Perak	2,879	2,411	1,604	2,095	2,317	2,054	1,154	779	7,663	10,082
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	48,925	13,732	16,884	15,777	37,021	75,573	14,199	13,358	14,285	16,249
	Selangor	17,296	75,654	68,298	83,710	115,417	106,140	26,865	29,926	26,900	22,531
	Terengganu	30,452	25,499	24,007	23,959	24,464	27,463	18,190	33,146	19,304	15,798
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

## (2) 木材流通

半島部における原料及び中間財としての木材流通は、流通業者が介在する範囲が小さいこと、丸太の輸出量が少ないことからシンプルな構造である。

伐採した丸太は山土間に集めた後に、規模が大きな貯木場を集積し、マレーシア合法性確認システムにより流通させる木材については、森林検査ステーションで合法性の確認及び出荷後の合法性確保を含めて検量、丸太の記録、ロイヤリティ納付手続き及び丸太への刻印打刻、丸太所有者刻印打刻及び移動許可書の発行がなされる。

特定の用途、出荷先に向けた丸太を集荷するディーラーが存在し、丸太の流通に介在するケースもあるが、多くの丸太は森林検査ステーションから加工工場に出荷されている。加工した製品は加工工場から消費地又は外国に出荷されるが、出荷した一部の製品はディーラーを介して流通する。マレーシア合法性確認システムにより合法性の証明をする木材については、前掲の所定の手続きにより流通がなされる。

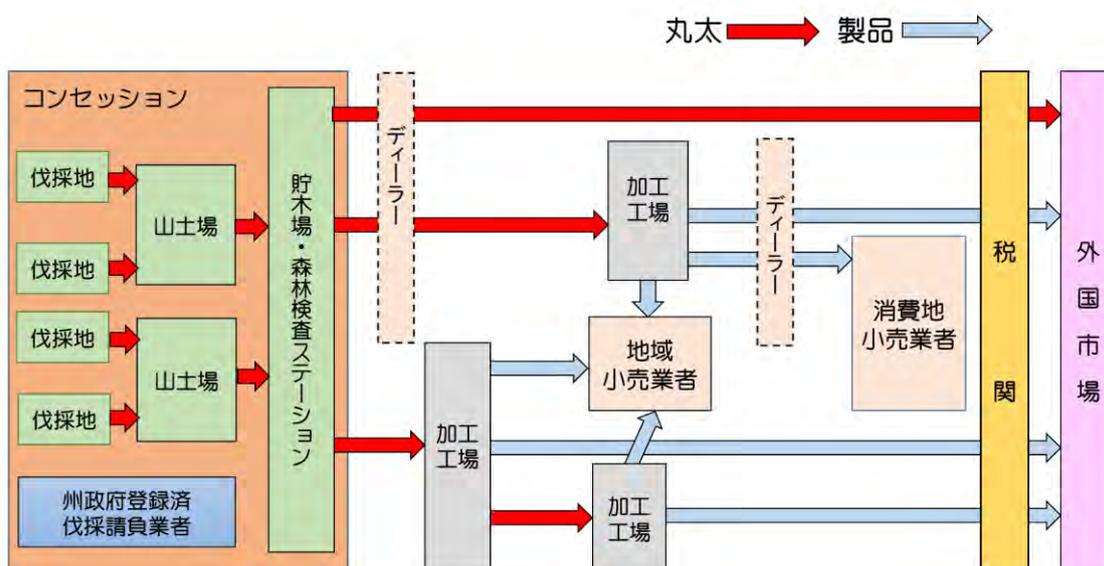


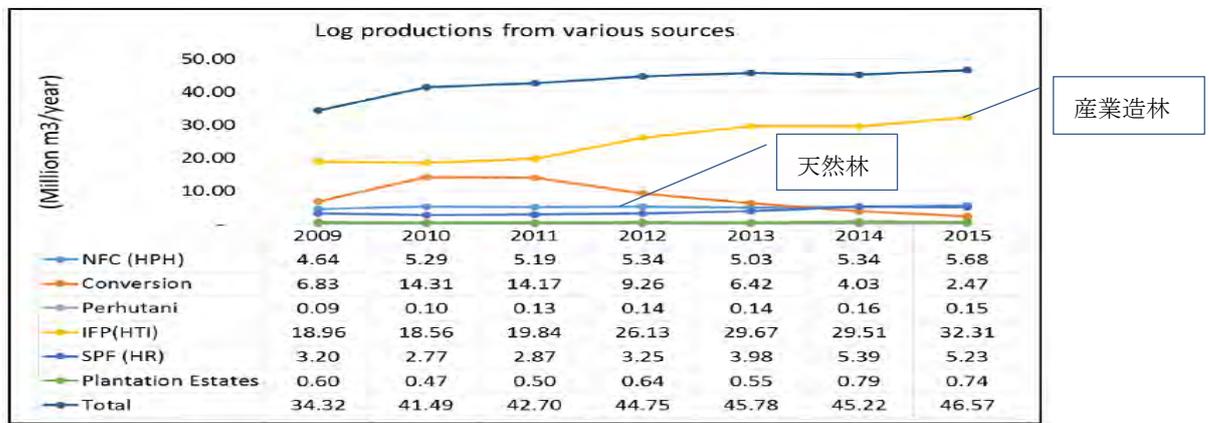
図 4.1.c29 半島部の木材流通フロー

## 4.2 インドネシア

### 4.2.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

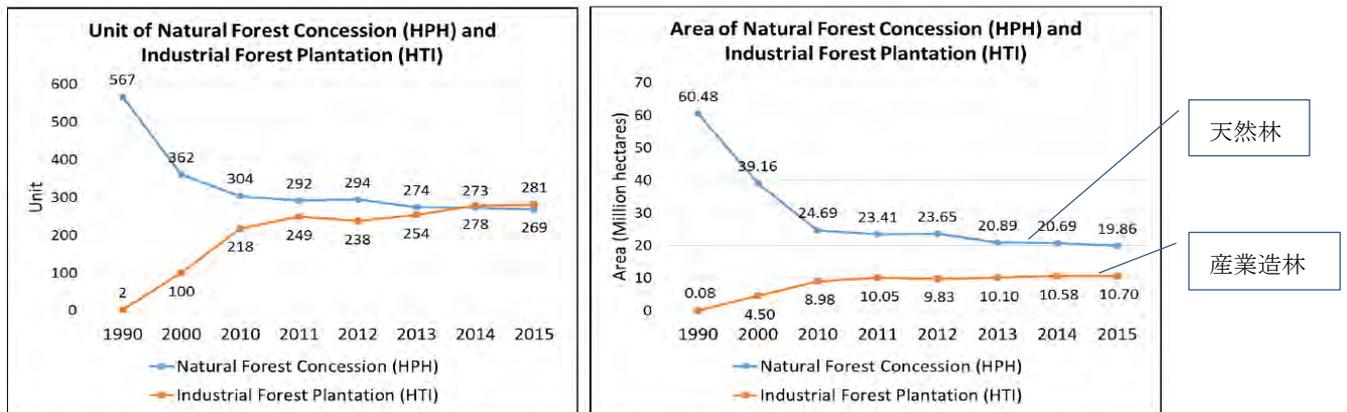
インドネシア（以下、イ国）では、従来から国有天然林が木材生産の中心的な役割を果たしてきたが、近年はその箇所数、面積共に減少しており産業造林の役割が高まっている（図 4.2.1、図 4.2.2 参照）。



Source: Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.1 分野毎の丸太生産量



Source: Directorate General of Sustainable Production Forest Management, MoEF (2016)

箇所数の推移

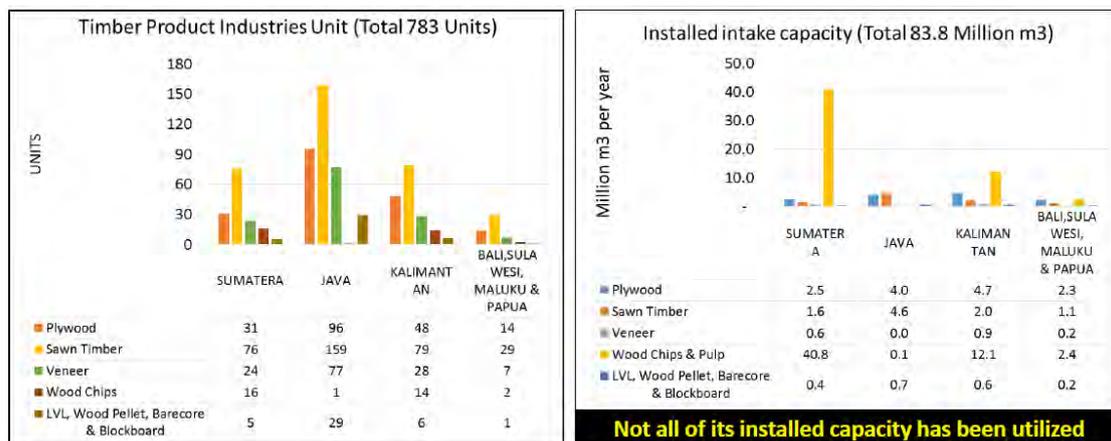
面積の推移

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.2 天然林コンセッション<sup>1</sup>と産業造林

<sup>1</sup> 木材生産における事業許可は表 4.2.6 にあるとおりであり、その中で天然林コンセッションは天然林事業許可（IUPHHK-HA）にあたる。

木材製品の生産能力を工場数で見ると 2016 年のデータでは総数 783 となっており、製材工場、合板工場、ベニア工場が主なものである。最大生産能力で運転している訳ではないが、年間生産能力 (m<sup>3</sup>) をみるとチップ・パルプが圧倒的に多く、次に合板となっている。



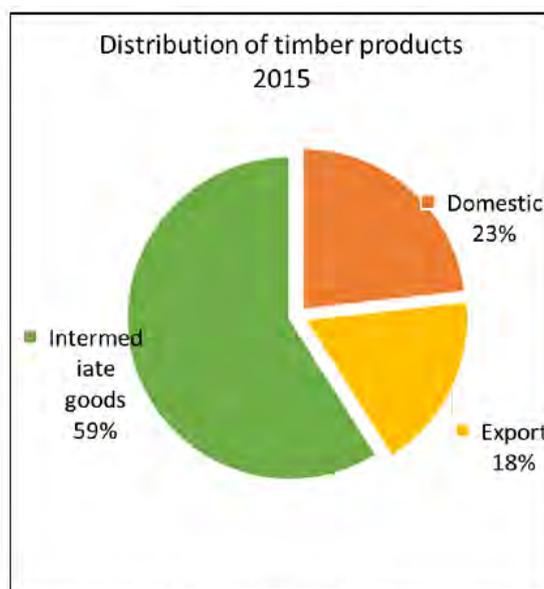
Source: Release Data for Semester I 2016, Directorate General Sustainable Production Forest Management (2016)

13

工場数 年間生産能力 (m<sup>3</sup>)  
 出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.3 木材産業種別の工場数と生産能力

これらの木材製品の内、国内消費に向けられるのが全体の 23%、中間製品製造に向けられるのが 59%、輸出向けは 18%となっている (図 4.2.4 参照)



Source: Directorate General SPFM (2016)

16

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.4 木材製品の流通

## 2) 木材貿易の現況

イ国の木材製品の輸出を米ドルベースで見ると、最も多いのが合板、次にパルプとなっている（図 4.2.5 参照）。ITTO のデータでも合板の輸出額が多いことを示しており、2015 年、2016 年もその傾向は同じである（表 4.2.1 参照）。木材二次加工製品については、家具が最も多い（表 4.2.1 参照）。



Source: Center Bureau of Statistic (2014)

出典：IGES 公開セミナー「インドネシアの森林管理政策・制度の現状と課題」資料より

図 4.2.5 木材製品輸出額

表 4.2.1 インドネシアからの木材製品別の輸出

上段：1,000US\$ 下段：1,000m<sup>3</sup>

種類	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
丸太	17,106	10,765	25,645	13,426	22,574
	70	41	67	59	17
製材	417,365	329,905	403,303	351,877	339,142
	1,011	741	568	465	443
ベニア	38,633	40,423	37,507	47,332	38,457
	18	20	17	35	33
合板	1,814,543	1,920,613	2,059,900	2,070,155	2,243,465
	2,654	2,742	2,751	2,780	2,998

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成

表 4.2.2 インドネシアからの二次加工木材製品別輸出額

(1,000US\$)

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木製家具	1,559,464	1,788,878	1,557,752	1,496,664	1,399,154
木製建築資材	315,786	330,434	341,399	355,271	341,802
モールディング	568,160	510,495	616,508	613,754	557,015
籐・タケ製品	361,473	305,168	255,554	155,293	155,293 注
その他	462,894	697,811	862,335	864,752	857,928

出典：ITTO Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 から作成  
 注) ITTO の原資料にも "Repeated Data" として掲載されているため、ここでも同じ数量を掲載した。

イ国からの木材製品の輸出先の主な国は、中国、日本、米国、韓国となっており、日本は2番目の輸入国（表 4.2.3 参照）であり、重要な貿易相手国となっている。日本がイ国から輸入している木材製品のなかでは合板の割合が最も高く6割前後ではあるが、近年その割合は低下傾向である（表 4.2.4）。

表 4.2.3 インドネシアからの木材製品国別輸出額上位 10 か国

1,000US\$

順位	2015年		2016年	
1	中国	2,181,168	中国	2,034,548
2	日本	1,361,691	日本	1,284,645
3	米国	1,099,090	米国	836,849
4	韓国	574,097	韓国	550,753
5	豪州	340,097	インド	368,166
6	サウジアラビア	334,494	豪州	337,101
7	マレーシア	311,313	マレーシア	331,325
8	台湾	295,381	台湾	299,713
9	インド	287,085	英国	222,025
10	英国	222,293	ベトナム	196,137

出典：インドネシア SILK WEB site のデータから作成

表 4.2.4 日本のインドネシアからの木材製品別輸入額

億円

種類	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
木材 <sup>注1</sup>	811	1,035	1,133	1,089	942
丸太	0	0	0	0	0
製材	19	18	20	22	19
合板 <sup>注2</sup>	533	654	679	611	526
	66%	63%	60%	56%	56%
木材チップ	-	-	-	-	-
集成材	19	25	29	36	27

出典：林野庁 木材輸入実績から作成

注1) 輸入統計品目表第44類（木材及びその製品並びに木炭）の合計であり、表中の丸太以下集成材までの合計ではない。

注2) 合板の欄の下段は、木材製品に占める合板の占める率である。

## 4.2.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

イ国の行政は、中央、州及び県・市の3層構造であり、林業行政もそれぞれの層に担当部署が組織されている。中央集権的であった行政は、1990年代の終わりから急激に地方分権化が進められ混乱したと言われており、林業省を中心に行われてきた林業行政も同様である。林業省は2015年に環境省と統合され環境林業省となり、木材の合法性に関する業務は、環境林業省の「持続的生産林管理総局（Direktorat Jenderal Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）」の下にある「林産物加工・市場局（Pengolahan dan Pemasaran Hasil Hutan）」が主となって行っている。

### 2) 関連法令及び必要書類等

#### (1) 合法的な伐採権

森林の所有権区分は林業法（法41/1999）第5条第1項により国有林と権利林<sup>2</sup>の2つに区分されているが、ほとんどの森林は国有林である。また、森林は森林の持つ基本的な機能に分けて保護林<sup>3</sup>、保全林及び生産林に分けられている。さらに林業大臣規則

<sup>2</sup> 民有林に相当。

<sup>3</sup> 林業大臣規則 No. 50/Menhut-II/2009 によると、保護林は「洪水防止、浸食抑制、海水侵入防止、土壌肥沃度の維持、水流調整などの生命維持システムの保護としての機能を有する森林」とあるため日本という「保安林」との表記が適切と考えるが、ここではインドネシアの森林を説明するときに通常使われ

No.50/Menhut-II2009 により、生産林は制限生産林、恒久生産林及び転換生産林に分けられている。それぞれの森林の区分の規準及び面積は表 4.2.5 のとおりである。

表 4.2.5 森林の区分

区分		面積（百万 ha）	率（%）
保護林（水源の保護、洪水・土壌侵食・海水侵入防備など）		29.637	23.5
保全林（国立公園、自然保護地域、野生生物保護地域など）		27.430	21.7
生産林	制限生産林（地形、土壌の状況により限定的な生産）	26.798	21.3
	恒久生産林（生産活動の対象）	29.251	23.2
	転換生産林（他用途に転換する森林）	12.942	10.3
	小計	68.991	54.8
計		126.058	100.00

出典：Statistical Year book of INDONESIA 2017 を参考に作成。

イ国の木材生産、木材加工に関する事業許可は下表のように区分されている。合法性を証明するにあたっては事業によって持続的森林管理証明書（S-PHPL）あるいは木材合法性証明書（S-LK）を持つことが必要となっている。持続的森林管理証明書（S-PHPL）の評価区分は、一定の評価規準に基づき評価された結果が「良」「中間」「悪」に分けられる。その中から「良」と「中間」が認可対象となっており「良」と評価された場合にはインセンティブとして伐採計画の提出が免除される。木材合法性証明書（S-LK）は「合」か「不可」となっている。

環境林業大臣令 P.30/Menhut/LHK/Setjen/PHPL.3/3/2016 の第 5 条では、持続的森林管理証明書（S-PHPL）に関し次のとおり規定している。

- 1) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。
  - a. IUPHHK-HA（天然林事業許可）
  - b. IUPHHK-HT（人工林事業許可）
  - c. IUPHHK-RE（生態系修復林事業許可）
  - d. 森林管理権者
- 2) 事業許可を得ている事業者が持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っていない場合には木材合法性証明書（S-LK）を取ることが必須。
- 3) 第 2 項で述べた木材合法性証明書（S-LK）の有効期間は 1 期（表 4.2.6 参照）だけであるため第 1 項で述べた事業許可を得ている事業者は持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取ることが必須。
- 4) 持続的森林管理証明書（S-PHPL）を持っている上記 1) a. から d. の事業者は木材合法性証明書（S-LK）が不要である。

---

ている保護林とした。

よって、持続的森林管理証明書（S-PHPL）を取得していれば、それが木材合法性証明書（S-LK）に代わるものとされている。

また、同環境林業大臣令の第6条では、木材合法性証明書（S-LK）に関して次のとおり規定している。

ア. 木材合法性証明書（S-LK）は、次の事業許可を得ている事業者には必須である。

- a. IUPHHK-HKm（コミュニティ林事業許可）
- b. IUPHHK-HTR（コミュニティ土地事業許可）
- c. IUPHHK-HD（村落林事業許可）
- d. IUPHHK-HTHR（再生林事業許可）
- e. IPK/IPPKH（木材利用許可/林地賃貸利用許可）
- f. IUIPHHK/IPKR（木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業）
- g. IUI（産業事業許可）
- h. TDI（産業登録）
- i. TPT（登録木材集積場）
- j. 会社登録証（TDP）を持つ林産物業者
- k. IRT/Craftsmen（家内工業）
- l. 私有林所有者

イ. 林地賃貸利用許可（IPPKH）あるいは再生林木材利用許可（IUPHHK-HTHR）を含み木材利用許可（IPK）を持っている事業者は、作業許可を得た後に木材合法性証明書（S-LK）を取る義務がある。

ウ. 次の事業者で木材合法性証明書（S-LK）の未取得者は、供給者確認書（DKP）<sup>4</sup>を発行できる。

- a. 私有林所有者
- b. 家内工業者（IRT/Craftsman）<sup>5</sup>
- c. 次から木材が来る登録木材集積場（TPT）
  1. 木材合法性証明書（S-LK）/供給者確認書（DKP）を取得している私有林所有者、あるいは
  2. 持続的森林管理証明書（S-PHPL）/木材合法性証明書（S-LK）を取得している者
- d. 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者確認書（DKP）を持っている私有林からの素材を扱う木材利用事業許可（IUPHHK）、二次木材加工事業許可（IUI）<sup>6</sup>及び二次木材加工事業許可（TDI）<sup>7</sup>の事業者

<sup>4</sup> 証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類。この書類は中央政府の管轄ではなく地方当局の所管となっており、その提出に当たっては地元村長のサインが必要となっている。

<sup>5</sup> 投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで

<sup>6</sup> 設備投資額 2 億 Rp 以上の規模

<sup>7</sup> 設備投資額 2 億 Rp 未満の規模

- エ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び供給者確認書 (DKP) が添付された木材/木材製品を扱う会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、「ア」で示した供給者に対する検査により木材/木材製品の合法性を確実にする義務がある。
- オ. 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)、二次木材加工事業許可 (IUI)、二次木材加工事業許可 (TDI)、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Craftsmen) 及び「エ」で述べた会社登録証 (TDP) を持っている林産物の取り扱い事業者は、供給者に対して木材合法性証明書 (S-LK) の取得か供給者確認書 (DKP) の発行を支援する義務がある。
- カ. 「ウ」で述べた供給者確認書 (DKP) は、林産物にかかる行政当局が「Memorandum of Transport」所謂「原産地証明書 (SKAU)」として使い私有林からの木材に適用される。
- キ. 供給者確認書 (DKP) の発行手続きは、持続可能生産林管理総局長により規定される。

表 4.2.6 認証と事業許可の種類、有効期間と審査頻度

認証の種類	適用される事業許可	有効期間と審査頻度
合法木材認証 (S-LK)	IUPHHK-HKm (コミュニティ林事業許可) IUPHHK-HTR (コミュニティ土地事業許可) IUPHHK-HD (村落林事業許可) IUPHHK-HTHR (再生林事業許可) IPK/IPPKH (木材利用許可/林地賃貸利用許可) IUIPHHK/IPKR (木材一次産業事業許可/コミュニティ木材加工業) IUI (産業事業許可) TDI (産業登録) TPT (登録木材集積場) 会社登録証 (TDP) を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen (家内工業) 私有林所有者	/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 3 年有効、12 か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については 6 年有効、24 か月毎に審査 /IPK (IPPKH を含む) 事業許可保有者に 1 年有効、6 か月毎に審査 /SKAU を持つ私有林の IUPHHK の場合は 6 年間有効、24 か月毎に審査 /年間 6,000m <sup>3</sup> を超える生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 3 年間有効、12 か月毎の審査 /年間 6,000m <sup>3</sup> までの生産能力を持つ IUIPHHK の場合は 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp を超える投資額の IUI の場合には 6 年間有効、12 か月毎の審査 /5 億 Rp までの投資額の IUI あるいは TPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には 6 年間有効、24 か月毎の審査 /私有林所有者及び IRT/Craftsmen の場合は 10 年間有効、24 か月毎の審査
持続的生産林管理認証 (S-PHPL)	IUPHHK-HA (天然林事業許可) IUPHHK-HT (人工林事業許可) IUPHHK-RE (生態系修復林事業許可) 森林管理権者	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については 5 年有効、12 か月毎の審査。

出典：環境林業大臣規則 P. 30/MenLHK/Setjen/PHPL. 3/32016 から作成

林産関連事業は、上記の事業許可を得ていることが前提となる。また、林産物は、その

生産地、生産プロセス、加工、輸送及び貿易に関する事項などがイ国の法律及び規則に合っていることの検証により合法とされる。検証に関する規準、指標などは「持続可能生産林管理総局長」により定められている。環境林業省が運営する SILK の Web サイトから入手した「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」ではイ国の木材合法性の規準（英語版）が整理され、事業許可の種類に応じて 5 つの規準に区分（表 4.2.7 参照）されている。合法性の規準は、次表にあるとおり土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理、伐採計画、伐採許可などについて詳細に規定されている（表 4.2.8 参照）。また、同資料では木材などの製品のサプライチェーンの中で確認される書類が図 4.2.6 のとおり整理されている。

表 4.2.7 5 つの木材合法性の規準区分

許可型	事業許可のタイプ	土地所有/管理・利用形態	規準型
IUPHHK-HA/HPH	天然生産林からの木材の利用の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-HTI/HPHTI	産業植林の造成と管理の許可	国有林/事業者	1
IUPHHK-RE	森林生態系回復の許可	国有林/事業者	1
森林管理権	人工林管理権	国有林/事業者（国営企業）	1
IUPHHK-HTR	コミュニティあるいは個人の造林許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HKM	コミュニティ林管理の許可	国有林/コミュニティ	2
IUPHHK-HD	村有林管理の許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
IUPHHK-HTHR	再造林地からの木材利用許可	国有林/コミュニティ or 個人	2
私有地	許可不要	個人所有で個人利用	3
IPK/ILS	非林地あるいは転換生産林からの木材利用の許可	国有林/個人利用	4
IUIPHHK	木材一次産業事業許可	適用無し	5
IUI Lanjutan or IPKL	第二次加工業設立と管理の許可	適用無し	5
TPT, TPT-KB, TPT-KO	登録木材/加工木材の貯木	適用無し	5
IRT	家内工業	適用無し	5
ETPIK Non-Producer	非生産者の登録輸出業者	適用無し	5

出典：林業省 SILK Web site「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

表 4.2.8 木材合法性の規準

合法性規準 1: 生産林におけるコンセッション

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1. 1-コンセッションエリアが生産林区域内であること	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) の有効性の提示	森林コンセッション権証明書 木材林産物利用許可の支払い証明 もしあれば土地利用許可の合法的証明	政府令 PP72/2010 林業大臣令 P12/2010 <b>林業大臣令 P30/2014</b> <b>林業大臣令 P31/2014</b> <b>林業大臣令 P33/2014</b> <b>林業大臣令 P76/2014</b>	
	2. 伐採のシステムと手続きの遵守	2. 1-当局から承認された伐採区域での伐採計画	2. 1. 1-マスタープラン、年次作業計画の当局による承認された作業計画	承認されたマスタープランとその附属書 (技術的適任者による包括的な森林インベントリーに基づいて作成されたもの) 承認された年次作業計画 (マスタープランに基づき作成されたもの) 地図 (技術的適任者により作成された当該区域境界と配置が描かれたもの) 年次作業計画地のなかで伐採除外区域をしめす地図とこの地上作業の証拠 地図上で示した伐採区域が地上に明白に示されていることの確認	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011 <b>林業大臣令 P33/2014</b>
3. 丸太の輸送及び所有権の変更の合法性	2. 2-作業計画が有効	2. 2. 1-有効な作業計画を保持していること	木材林産物利用マスタープランとその附属書 (申請中のものでも可) 区域と搬出される天然林丸太材積が作業計画に沿っていること	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P56/2009 林業大臣令 P60/2011	
		3. 1-全ての丸太が林内貯木場から第一次木材加工工場まで輸送されたことの明示、あるいは登録丸太輸送業者が、中間貯木場の経由を含み、確認され、そして有効な書類の携帯	3. 1. 1-伐採あるいは商業的に搬出された全ての大径木が木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	3. 1. 2-搬出された全ての木材に有効な輸送書類があること	林内貯木場から第一次加工工場あるいは登録木材輸送者までに、中間貯木場の経由を含み、有効な輸送書類と付属資料が木材についていること	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		3. 1. 3-森林利用許可地で伐採された丸太であること	木材行政マーク/バーコード (PUHH) が丸太に付いていること 木材行政記号/バーコードが使われていること	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>	

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		3.1.4-貯木場から搬出される全ての木材に有効な輸送書類が付いていること	有効な輸送書類	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	3.2-商業伐採に関する料金支払い及び徴収の終了	3.2.1-木材生産に適用される再造林基金及び/あるいは森林資源費及び適用税金の支払いの証拠を提示できること	再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い命令書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払いのための預金の証拠及び支払い領収書 再造林基金及び/あるいは森林資源料の支払い額が木材生産量及び適用税に整合すること	政府令 PP22/1997 政府令 PP51/1998 林業大臣令 P18/2007 通商大臣令 22/M-DAG/PER/4/2012 政府令 PP59/1998
	3.3-島嶼間の輸送と取引	3.3.1-丸太を発送する者は島嶼間木材取引登録者 (PKAPT) であること	PKAPT 書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の連名令 22/2003
		3.3.2-丸太輸送船はイ国国旗を付け、有効な操船許可証を持っていること	船を特定できる証明と有効な許可であることを示す登録書類	工商大臣令 68/2003 林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003
	3.4-V-Legal マーキングとの整合	3.4.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
4. 木材伐採に関する環境と社会へのコンプライアンス	4.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	4.1.1-全事業区域をカバーする当局により EIA が承認されていること	EIA 書類	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		4.1.2-環境へのインパクトの緩和及び社会への貢献の行動を示している環境管理計画及び環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画及び環境モニタリング計画書類 環境管理計画及び重大な環境と社会へのインパクトへのモニタリングを示す証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
5. 労働に関する法律及び規則の遵守	5.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	5.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	5.2-労働者の権利の遵守	5.2.1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003 人材と移住省令 16/2001
		5.2.2-集団労働協定	労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
		5. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成  
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。

合法性規準 2：生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 地域とその利用権の合法性	1. 1-森林管理ユニットは生産林区域である	1. 1. 1-木材利用許可 (IUPHHK) が有効であること	森林コンセッション権証書 木材生産利用許可のための支払い証書	林業大臣令 P37/2007 林業大臣令 P49/2008 林業大臣令 P12/2010 林業大臣令 P55/2011
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
2. 伐採システムと手続きの整合性	2. 1-当局により承認された伐採区域における伐採計画	2. 1. 1-当局による年間作業計画書が承認されていること	承認された年間作業計画書	林業大臣令 P62/2008
			年間作業計画における伐採搬出を示す地図と現場での実施を示す証拠	
	伐採区域が現地に表示され明らかに確認できる			
	2. 2-作業計画書の有効性	2. 2. 1-法令に則った有効な作業計画書であること	木材林産物利用マスタープランとその附属書（申請中のものでも可）	林業大臣令 P62/2008
木材用地として造成されるエリアにおいてその位置と木材搬出量が作業計画と整合すること				
	2. 2. 2-伐採機材の承認が有効であり現地で確認できること	機材と機材輸送の許可	林業大臣令 P53/2008	
	2. 3-林内貯木場から一次加工工場へあるいは登録木材取引業者（中間貯木場の経由を含み）への移動する全ての木材が現	2. 3. 1-伐採あるいは商業的に搬出された大径材の全てが木材生産報告書に記録されていること	承認された木材生産報告書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
	地で確認できかつ有効な書類が付いていること	2.3.2-許可された区域から搬出された全ての木に合法的な輸送書類があること	林内貯木場から中間貯木場、中間貯木場から一次加工工場あるいは登録木材業者への合法輸送書類及び関連附属書	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		2.3.3-森林利用許可証に記載された区域で伐採された丸太であること	丸太への木材行政マーク/バーコード (PUHH) があること 一貫した木材マーキングの適用	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
		2.3.4-貯木場から搬出される木材に木材輸送書類があること	木材一覧の木材輸送書類への添付	<b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	2.4-木材の商業伐採に課せられる料金、税が支払われていること	2.4.1-木材生産量に応じた森林資源料及び税金の支払いの証拠があること	森林資源料請求書 森林資源料支払額の木材生産量と適用される税金額の整合	林業大臣令 P18/2007 商務大臣令 22/2012
	2.5-V-Legal マーキングとの整合	2.5.1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 木材伐採に関して環境と社会分野へのコンプライアンス	3.1-承認された環境アセスメント (EIA) 及びその中で確認された対策が実施されていること	3.1.1-作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	EIA 書	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3.1.2-環境へのインパクトを軽減しかつ社会への便益を与える環境管理とモニタリング報告書があること	環境管理とモニタリング書類 重要な環境及び社会インパクトに関する環境管理とモニタリングの実施の証拠	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
4. 労働に関する法律及び規則の遵守	4.1-業務の安全と健康 (OSH) への要求事項の履行	4.1.1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続きの実施 OSH 用具	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
	4.2-労働者の権利の遵守	4.2.1-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成  
注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 3：私有林

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 木材所有権の有効性	1. 1-木材伐採区域の所有権の合法性と土地所有権	1. 1. 1-所有者が所有権あるいは土地の利用権を証明できる	有効な土地所有権、あるいは土地所有記録（当局が認めた土地権利書）  耕作権 会社設立証書 取引業に関わるビジネス証（SIUP） 会社登録証（TDP） 納税登録書（NPWP）  私有林区域と地上境界を示す地図	法 5/1960 林業大臣令 P33/2010 政府令 PP12/1998 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 法 6/1983 <b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1. 1. 2-管理ユニット（個人有あるいは集団有であれ）が有効な木材輸送書類を示すこと	木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012	
		1. 1. 3-権利の移転あるいはその区域の所有権の移転に先立ち課金される支払いの証拠を示す	再造林基金及び/あるいは森林資源料及び立木伐採の国家への保障支払いの証拠	林業大臣令 P18/2007	
	1. 2-グループ形態における事業ユニットは合法的に登録されていること	1. 2. 1-事業グループは合法的に結成されていること	結成の証拠書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	1. 3-V-Legal マーキングとの整合	1. 3. 1-V-Legal マーキングが実施されていること	V-Legal マーキングが適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	2. その区域が耕作権の対象となっている場合に労働法令の遵守	2. 1-労働安全と健康（OSH）の要求事項を満たしていること	2. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSG 手続きの実施  OSH 用具  事故記録	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 08/2010 人材と移住省令 609/2012
2. 2-労働法を遵守していること			2. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	法 13/2003
2. 2. 2-集団労働協定			労働者の権利に関する集団労働協定書あるいは事業の基本方針	法 13/2003 人材及び移住省令 16/2011	
3. 2. 3-若年者の非雇用		若年労働者がいないこと	法 23/2003 法 13/2003 法 20/2009		

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
3. 木材伐採に関して環境と社会へのコンプライアンスの遵守	3.1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は承認された環境アセスメント (EIA) を持っていること及びその中で確認された対策が実施されていること	3.1.1-土地耕作権者あるいは私有林所有者は作業区域全体をカバーする当局により承認された EIA があること	適用可能な EIA	政府令 PP27/2012 環境大臣令 05/2012
		3.1.2-土地耕作権者は、環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書を持っていること	環境管理計画、環境モニタリング計画実施報告書 環境管理計画とモニタリングの実施証拠	政府令 PP27/2912 環境大臣令 05/2012

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 4：非森林区域あるいは転換生産林における木材利用権のための規準

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
1. 区域の法的地位と利用権	1.1-森林の法的地位を変更することなく非森林区域内での木材伐採許可	1.1.1-リース区域におけるその他の法的許可 (ILS) / 転換許可 (IPK) の下で認可された伐採施業 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	リース区域での伐採施業のための ISL/IPK 許可 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) リース区域の ISL/IPK 許可証に地図の添付及び現地に合っていることの証拠	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P18/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012	
		1.2-森林の法的地位の変化に繋がる非森林区域内部での木材伐採許可	1.2.1-土地転換許可 (IPK) の下で認可された木材伐採 注) これは、再造林をベースとした森林 (HTHR) としてカテゴリー分けされていた地域にも適用される	許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換区域における IPK IPK に添付された地図 森林の法的地位の認可転換書類 (この要求事項は IPK 許可を受けている者及び事業許可を受けている者に適用)	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P33/2010 林業大臣令 P14/2011 林業大臣令 P59/2011 環境大臣令 05/2012
	1.3-非森林ゾーンにおける木材伐採許可	1.2.2-移住地のための転換許可 (IPK)	1.2.2-移住地のための転換許可 (IPK)	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
			1.3.1-非森林ゾーンにおける土地転換許可 (IPK) のもとで認可された木材伐採	IPK の計画書 許可証に添付された事業許可と地図 (適用可能な環境影響アセスメント/非森林事業の EIA も含む) 転換地域における IPK	政府令 PP27/2012 林業大臣令 P14/2011 環境大臣令 05/2012

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			IPK に添付された地図	
		1. 3. 2-移住地のための転換許可	転換地域における IPK IPK に添付された地図	林業大臣令 P14/2011
2. 伐採と木材輸送が合法的なシステムと手続きに合っている	2. 1-IPK/ILS 計画と実施方法が土地利用計画に沿っていること	2. 1. 1-IPK/ILS によってカバーされる区域の作業計画が承認されていること	IPK/ILS 作業計画書類 機材許可の有効性	林業大臣令 P62/2008 林業大臣令 P53/2009
		2. 1. 2-輸送される木材が有効な土地転換許可区域あるいはその他利用許可 (IPK/ILS) 地から搬出されたものであることを示すことができること	森林インベントリー書類 木材生産報告書 (LHP)	<b>林業大臣令 P62/2008</b> <b>林業大臣令 P41/2014</b>
	2. 2-政府課金及び税金の支払い、木材輸送要求事項の遵守	2. 2. 1-支払いの証拠	森林資源料の支払い命令書 森林資源料の支払い証明書 森林資源料の支払額が伐採量及び適用税金に見合うこと	林業大臣令 P18/2007
			2. 2. 2-有効な木材輸送書類	小径木の木材輸送状 (FAKB) 及び丸太リスト 大径木の木材合法性証明書 (SKSKB) 及び丸太リスト
	2. 3-V-Legal 印の整合性	2. 3. 1-V-Legal マーキングの実施	V-Legal 印がそれぞれに付けられていること	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 労働法令の遵守	3. 1-労働安全と健康 (OSH) の要求事項を満たしていること	3. 1. 1-OSH 手続きとその実施の可能性	OSH 手続き OSH 用具 事故記録	政府令 PP50/2012 人材及び移住省令 8/2010 人材及び移住省令 609/2012
	3. 2-労働法を遵守していること	3. 2. 1-企業の若年者の非雇用	若年労働者がいないこと	法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15. 7. 2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳 (仮訳) 版がある。

合法性規準 5：一次及びそれ以上の森林関連の加工業及び商社

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
1. 事業体が木材の合法取引を支えている	1. 1-木材林産物加工業者が次の有効な許可を得ている。 a. 加工業 及び/あるいは b. 加工品の輸出業	1. 1. 1-加工業者は有効な許可を得ていること。	会社の設立証書及びその証書の最終改訂版	法 6/1983 法 3/2014 政府令 PP74/2011 政府令 PP27/2012 法と人権省大臣令 M. 01-HT. 10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 工業大臣令 41/2007 内務大臣令 27/2009 通商大臣令 39/2011 環境大臣令 05/2012 通商大臣令 77/2013 <b>林業大臣令 P9/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
			通商事業に関わるための許可（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可。それは工業事業許可（IUI）あるいは永続事業許可（IUT）あるいは工業登録証明書（TDI）でも可	
			迷惑行為/妨害行為許可（操業地周辺の環境に影響を及ぼしている事業に発行される許可）	
			会社登録証明書（TDP）	
			納税者確認番号（NPWP）	
			環境影響評価書の有効性	
工業事業許可証（IUI）あるいは永続事業許可証（IUT）あるいは工業登録証明証（TDI）の有効性				
林産物一次加工（IPHH）のための原料貯蔵計画（RPBBI）の有効性	輸出業者は、林産物の登録輸出業者としての権利を得ている。	通商大臣令 P97/2014		
1. 2-家内工業がインドネシア国の法的な組織である	1. 2. 1-家内工業主が正式な組織であることを示すこと	ID カード	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
1. 3-木材林産物の輸入業者は有効な許可の保持とデュー・ディリジェンスを実施していること	1. 3. 1-木材林産物の輸入業者は有効な許可を持っていること	輸入業者は登録輸入業者であること	通商大臣令 78/2014	
	1. 3. 2-輸入業者はデュー・ディリジェンスのシステムを持っていること	輸入業者はデュー・ディリジェンスのガイドライン/手続き書を持ちその実施について証拠があること	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
1. 4-登録倉庫業者あるいは登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	1. 4. 1-登録倉庫業者は有効な許可証を持っていること	州・郡林業事務所長の許可証	林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>	

原則	基準	指標	検証方法	関連法令	
		1.4.2-登録非生産者輸出業者は有効な許可証を持っていること	会社設立証及び会社設立証の修正版 貿易業許可証（事業ライセンス/SIUP）あるいは貿易許可証 会社登録証明書（TDP） 納税者番号（NPWP） 林産加工物の非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）であることの取引業者登録証 木材合法性証明書（S-LK）あるいは供給者宣言書（SDoC（DKP））を持っている非生産者輸出業者（ETPIK 非生産者）の小規模加工業者との供給合意書あるいは契約書	法 6/1983 政府令 PP74/2011 法と人権省大臣令 M.01-HT.10/2006 通商大臣令 36/2007 通商大臣令 37/2007 通商大臣令 39/2011 通商大臣令 77/2013 <b>林業大臣令 P43/2014</b> 通商大臣令 97/2014	
		1.4.3-事業者は環境影響評価書（EIA）を持っている	環境影響評価書（EIA）	政府令 PP27/2012 環境大臣令 13/2010 環境大臣令 05/2012	
	1.5-事業者グループ：SME あるいは職人/家内工業あるいは倉庫のグループ あるいは 組合：職人/家内工業は、合法的に登録されているかあるいは設立の証拠がある 注）非生産者登録輸出業者には適用しない	1.5.1-グループあるいは組合としての事業者は合法的に設立されていること	設立の証拠あるいは書類 組合の場合には納税者登録証（NPWP）	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.2-組合の組織構造	組織構造に関する組合の決定書	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.3-組合事業の型	組合事業計画書あるいは組合型を示す書類	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
		1.5.4-各組合メンバーを正式に証明するもの	ID カード	<b>林業大臣令 P43/2014</b>	
	2. 事業者が木材の原産地まで確実に追跡できる木材トラッキングシステムを持っている	2.1-林産物を追跡できるシステムがあり運用されている	2.1.1-事業者は木材が合法なところから来たものであることを示すことができる	売買記録及び・又は原材料の供給契約書及び・あるいは購入の証明書 木材輸送に関する承認報告書及び・又は輸送の証拠あるいは木材の検査に関する公式報告書、林産物の合法性宣誓書 輸入木材には供給者の確認宣誓書あるいは合法証明書（S-LK）がついていること 注）職人あるいは家内工業の場合には 木材輸送書類	林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P9/2014</b> <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b> <b>林業大臣令 P78/2014</b>

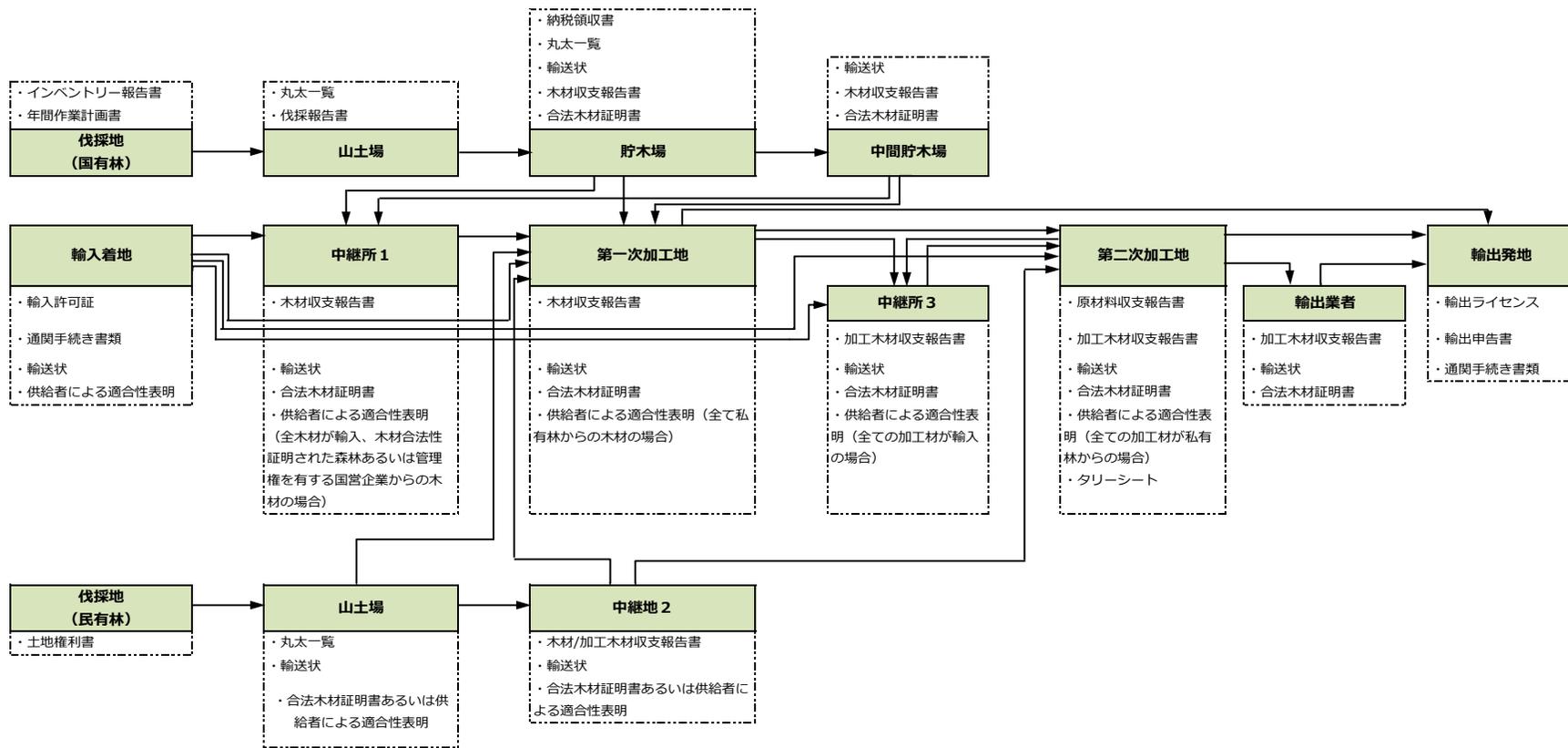
原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			建造物の解体から出たもの、地中から掘り起こしたものと埋木の利用であることを示す 地方行政官からの公式報告書と整合する輸送書類 (Nota) 産業廃棄木材のための Nota 様式での輸送書類 丸太、木材、林産物の貯蔵中における変化に関する書類 合法性証明書 (S-PHPL/S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 第一次加工のための原材料在庫計画 (RPBBI) あるいは支援書類	
		2.1.2-輸入業者は輸入材が合法原産地からの木材であることを証明する有効な書類を持っていること	輸入通知書 (PIB) パッキングリスト インボイス B/L 輸入宣誓書及び輸入勧告書 輸入税の支払い証拠 取引が制限されている樹種に関する書類 (CITES 許可証を含む) 輸入木材の利用に関する証拠書類	大統領令 43/1978 通商大臣令 78/2014
		2.1.3-事業者が木材トラッキングシステムを用いて許可を受けた生産地でそれを運用している 注) 倉庫及び非生産木材登録者には適用しない	原材料及び生産物の集計表 注) 職人/家内工業には適用しない 加工製品の生産報告書 生産量が許可を受けた生産能力を超えないこと 押収材から生産された製品の隔離区分	工業大臣令 41/2008 林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
		2.1.4-他者 (他産業、職人/家内工業) が提供する木材トラッキングがある生産プロセス	合法性証明書 (S-LK) あるいは供給者確認書 (DKP) 他社による生産プロセスのための契約書	林業大臣令 P48/2006 通商大臣令 36/2007 工業大臣令 41/2008

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
			原材料の証明書 製品の隔離区分 原材料、生産プロセスに関する書類及び輸出が他者との契約によって行われる場合の適用場所	<b>林業大臣令 P43/2014</b> <b>林業大臣令 P55/2014</b>
	2. 2-加工木材品の供給者から非生産登録輸出業者への移動	2. 2. 1-事業者はその製品が合法的な産地からのものであることを証明できること	製品は、合法性証明書 (S-LK) あるいは SDoC (DKP) を持っている登録非 ETPIK から購入したものであること 輸送書類 製品貯蔵所における収支書類/報告書	<b>林業大臣令 P43/2014</b>
3. 取引あるいは木材加工品の所有権の変更の合法性	3. 1-国内市場への木製品の取引あるいは輸送が法制度に沿っていること	3. 1. 1-国内市場への木材取引あるいは輸送が輸送書類に沿っていること	輸送書類	林業大臣、交通大臣、商工大臣の共同令 22/2003, KM3/2003, 33/2003 林業大臣令 P30/2012 <b>林業大臣令 P41/2014</b> <b>林業大臣令 P42/2014</b>
	3. 2-輸出される加工木材の発送が法制度に沿っていること 注) 職人/家内工業及び倉庫には適用しない	3. 2. 1-輸出通知書 (PEB) 付の輸出の加工木材の出荷であること	輸出品 PEB パッキングリスト インボイス B/L (Bill of Lading) 輸出ライセンス (V-Legal) 技術的検証が必須である製品についての技術的確認結果 (調査報告書) 必要な場合の輸出税納付済みを示すもの 取引が制限されている物に関するその他関連書類 (CITES 許可証を含む)	法 17/2006 (税関) 大統領令 43/1978 林業大臣令 447/2003 財務大臣令 223/2008 税関総局長令 P-40/2008 税関総局長令 P-06/2009 通商大臣令 P50/2012 通商大臣令 P97/2014
	3. 3-V-Legal マークへのコンプライアンス	3. 3. 1-V-Legal マークの実施	V-Legal マークがそれぞれに応じて適用されている	<b>林業大臣令 P43/2014</b>

原則	基準	指標	検証方法	関連法令
4. 加工業に関する労働法規の遵守	4. 1-業務の安全と健康（OSH）への要求事項の履行	4. 1. 1-OSH 手続き及びその実施の可能性	OSH 手続き あるいは 職人/家内工業には救急用具及び安全機材	政府令 PP50/2012 人材と移住省令 8/2010 人材と移住省令 609/2012
			OSH 手続きの実施	
			事故記録 注) 職人/家内工業には適用しない	
	4. 2-労働者の権利の遵守 注) 職人/家内工業には適用しない	4. 2. 1-労働組合結成の自由	労働者の労働組合への参加あるいは会社の方針として労働組合の結成あるいは参加を認めていること	人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 2-集団労働協定書あるいは企業の労働者権利に関する政策があること	法 13/2013 人材と移住省令 16/2001
			4. 2. 3-若年者の非雇用	若年労働者がいないこと  法 23/2002 法 13/2003

出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

注) 表中で法令番号を太字斜体で標記したものは、邦語訳（仮訳）版がある。



出典：林業省 SILK Web site 「Official Journal of the European Union (15.7.2015)」から作成

図 4.2.6 サプライチェーンにおいて確認される書類

## (2) 納税と使用料支払

木材伐採においては、森林資源料、再造林基金などの支払いが国有林のコンセッションあるいはコミュニティ林などの区分毎に分けて課せられている。

表 4.2.9 伐採に関する支払い

区分	再造林基金	森林資源料	税金	立木伐採補償金
生産林コンセッション	●	●	●	
生産林区域におけるコミュニティ人工林及びコミュニティ林		●	●	
私有林	●	●		●
非森林区域	●	●		●

全ての区分に適用される森林資源料についてみると、「通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定」でその決定額の基礎価格が、樹種別、地域別に単位材積 (m<sup>3</sup>) あるいは単位重量 (トン) で決められている。ただし、収集資料 (通商大臣令：森林資源料算定のための森林資源基礎価格の決定 22/M-DAG/PER/4/2012) では基礎価格の適用期間は限られており、同決定では 2012 年 3 月 6 日から同年 6 月 30 日までに適用されるものとなっている。また、その期間も前半 (3 月 6 日から 4 月 24 日まで)、後半 (4 月 25 日から 6 月 30 日まで) に区切られ基礎価格は違っており、例えば、メランティ類については下表のとおり設定されている。このように森林資源基礎価格は毎年複数回に分けて決定されている。

表 4.2.10 森林資源料算定のための基礎価格 (例)

樹種	地域	2012 年	
		3/6 から 4/24 まで	4/25 から 6/30 まで
メランティ類	I (スマトラ、カリマンタン、スラウェシからマルクまで)	1,270,000 Rp/m <sup>3</sup>	600,000 Rp/m <sup>3</sup>
	II (イリヤンジャヤ、ヌサテンガラからバリまで)	1,700,000 Rp/m <sup>3</sup>	504,000 Rp/m <sup>3</sup>

注) 通商大臣令：22/M-DAG/PER/4/2012 から作成

## (3) 伐採施業

伐採に関しては、伐採区域、伐採に係る手続き、丸太の輸送、環境及び社会へのコンプライアンス、労働者の保護など守られるべき事項について、前出の表 4.2.8 木材合法性の基準 1~5 のなかで記載されている。守られるべき事項の根拠となっている法令の中で入手できたものをイ語から邦訳に仮訳した。

#### (4) 第三者の権利

中の合法性規準 1～5 のなかでは、その事業体で働く労働者の労働環境に関する遵守事項については記載されているが、第三者の権利ということでは記載はない。環境林業省からは、コンセッションの地元住民対策は CSR として学校建設、クリニックの開設、直接雇用などが実施されており SVLK の取得要件を満しているとの説明を得た。

#### (5) 貿易と輸送

木材製品の輸出に当たっての木材合法性証明システム (TLAS=SVLK) は、図 4.2.7 に示すとおり、先ず「国家認定委員会 (KAN)」が、民間の「独立審査認定機関 (LP-VI)」を認定し、「適合性評価機関認定証」を与える。独立審査認定機関 (LP-VI) は、木材業者からの申請に基づき業者としての適格性を審査し「合法木材認証 (S-LK)」<sup>8</sup>あるいは「持続的生産林管理認証 (S-PHPL)」を認証する。なお認証の有効期間及び継続審査の頻度がそれぞれに決められている<sup>9</sup>。

独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する者として「木材合法性認証機関 (LVLK)」<sup>10</sup>が環境林業省から認定され指名される。LVLK は木材製品の輸出に当たって輸出物の合法性を審査し合法性証明書を発行する。LVLK による輸出物の審査項目は主に次の3点となっている。

- 申請書類 (パッキングリスト、インボイス、製品写真) の確認
- SILK による出入量 (個数、容積、重量) 一貫性の確認
- 品目と船積貨物の一致性の確認

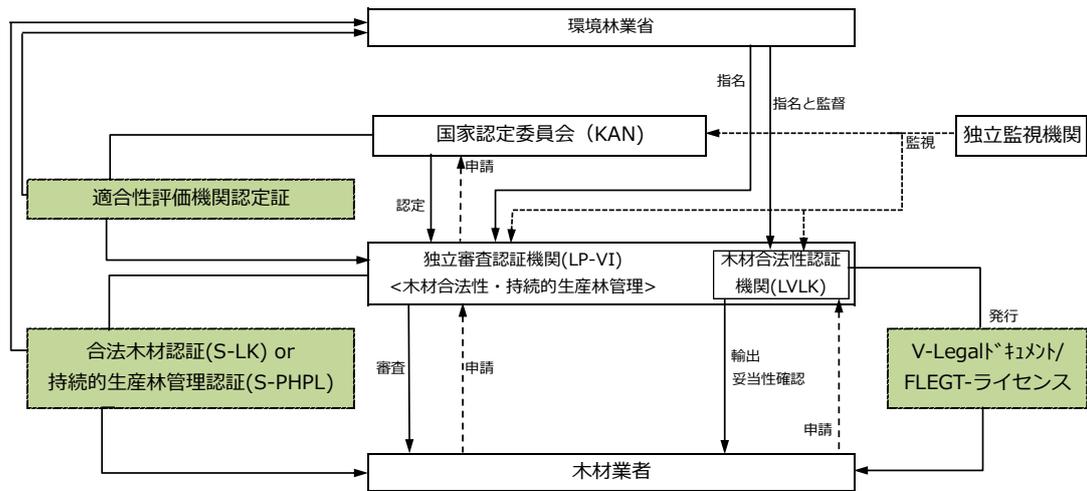
国有林材の出入量一貫性については、環境林業省が運営している SIPUHH<sup>11</sup>を活用して確認されている。

<sup>8</sup> 2018年3月1日現在 2,327社が認定されている。

<sup>9</sup> 前出の表 3.4.6 参照。

<sup>10</sup> 2018年3月1日現在 25社が認定されている。

<sup>11</sup> 環境林業省が運用している国有林材の木材流通事務情報システム



出典：環境林業省資料より作成

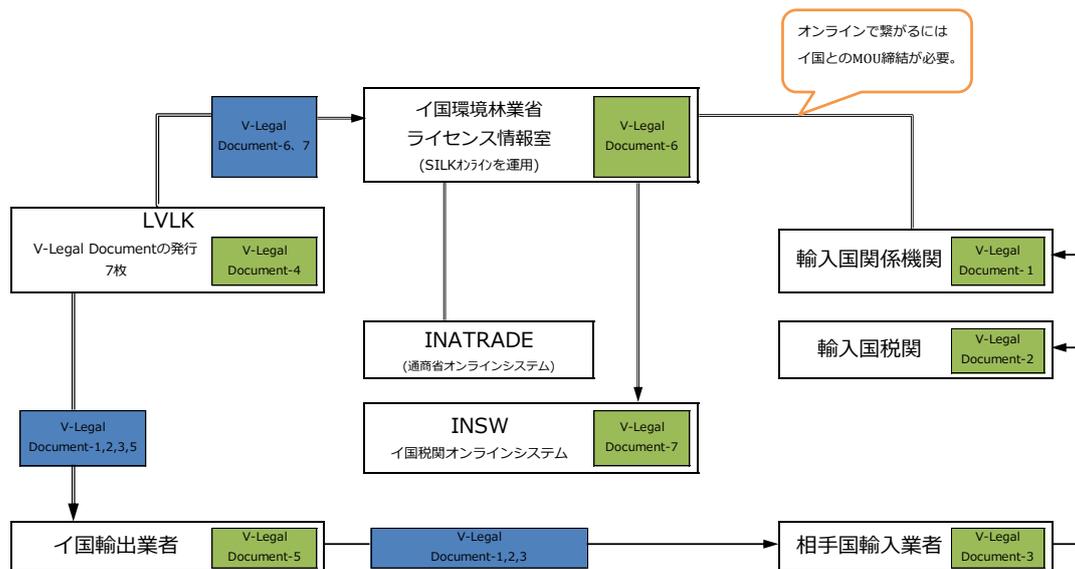
図 4.2.7 SVLK メカニズム

合法性が確認されれば、EU 向けには FLEGT ライセンスを、その他の国については V-Legal ドキュメントを発行し輸出物に添付される。FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントは共に 1 件につき鑑と添付資料の 2 編構成の 7 枚綴りである。その様式は法令「NO.P.14/PHPL/SET/4/2016」の末尾に添付されている。輸出先が EU の場合は様式の A 欄に、その他の国の場合には B 欄に輸出先国名を記載することになっている。

様式には、鑑にも添付資料にも 1 から 7 のどれかの番号が付いており、その番号に応じてその書類が配布され保管される機関が決まっている。V-Legal ドキュメントを例にその発行と伝達の流れを示すと図 4.2.8 のとおりである。

1. LVLK は、輸出物の合法性を確認すると 7 枚綴りの V-Legal ドキュメントを発行。
2. LVLK は、1、2、3、5 を輸出業者へ渡す。輸出業者は 5 を自社で保管し、1、2、3 を輸入業者へ渡す。
3. 輸入業者は、3 を保管し、1 を自国の関係機関へ、2 を自国税関に渡す。
4. LVLK は 4 を保管する。
5. LVLK は 6、7 を環境林業省内のライセンス情報室へ渡す。
6. ライセンス情報室は、6 を保管し 7 はイ国税関に送付する。
7. 環境林業省のライセンス情報室とイ国通産省とはオンラインで繋がっており V-Legal ドキュメントを共有。

FLEGT ライセンスの場合も同じ流れで処理される。なお、輸入国関係機関とイ国環境林業省ライセンス情報室とがオンラインで結ばれるには双方が MOU を締結する必要がある。



出典：環境林業省資料より作成

図 4.2.8 V-legal ドキュメントの発行と伝達の流れ

イ国が林産物を輸入する場合のデュー・ディリジェンスの方法については、環境林業省令「No:P.7/PHPL-SET/2015」に規定されている。その中の第 2 条ではデータ及び情報の提出に関して次のとおりとしている。

- ア. デュー・ディリジェンスに関するデータ及び情報の提出は、API-P<sup>12</sup>あるいは API-U<sup>13</sup>の ID を得ている輸入業者が環境林業省の SILK を経由して行う。
- イ. 「ア」の項で述べたデータ及び情報の提出にあたって、API-P あるいは API-U の ID を得ている輸入業者はその情報の記録を 2 年間残しておかねばならない。
- ウ. 輸入業者により提出されるデータ及び情報には次の項目を含む。
  - a. 情報記録は次による。
    - ① FLEGT-VPA に基づく FLEGT ライセンスが有効な国からの FLEGT ライセンス；また、あるいは
    - ② イ国との間で貿易と木材の合法性の認定の合意が成立している国からの MRA (Mutual Recognition Agreement) ライセンス；また、あるいは
    - ③ Country Specific Guideline (CSG) あるいは輸出国により規制された林産物の合法性に関する類似のもの；また、あるいは
    - ④ トレーサビリティと共に林産物の合法性あるいは持続性に関する認証スキームを適用する認証機関からの認証書類

<sup>12</sup> 輸入・加工業者登録 ID。略語表参照。

<sup>13</sup> 一般輸入業者登録 ID。略語表参照。

- ⑤ 林産物の合法性あるいは持続性に基づいた林産物の伐採国あるいは原産国の当局からのレター
- b. 林産物の原産国における公式に記録された情報に基づくクロスチェックをかけたリスク分析を実施する。その際、潜在的な問題、注目すべき顕著な所見、その林産物の違法な伐採、違法な取引、偽情報などについて検討すること。
- c. 情報の信頼性と確実性が確かな偽情報のない情報源に基づき適正な対策をとったリスク軽減措置をとること。
- エ. 「ウ」で述べた情報の記録には、林産物の原産地国名あるいは林産物を取得した国名及び伐採地の地域名、コンセッション所有者名を含むこと。
- オ. LVLK による監査の時、また、あるいは、政府また、あるいは政府により派遣された者による随時の検査時には「ウ」及び「エ」で述べた情報は開示されなければならない。
- カ. 「エ」で述べた情報は SILK に入力される。
- キ. データ及び情報の提出様式及び記載手順については当法令の付属資料 IA に示すとおりである。

## (6) CITES など保護樹種

CITES などで取引が制限されている樹種リストのなかでどの種がイ国の法令に基づきリストアップされているのかについては確認できなかった。そこで NEPCon の FORESTRY RISK PROFILE (Ver2.0 January 2016) にイ国内の CITES に記載された保護樹種であるとして掲載されている次の 7 樹種を参考としてあげる。なお、この 7 樹種は CITES の附属書 II、III に記載されていることを確認した。

### CITES 附属書 II

*Aquilaria spp.* ----Agarwood  
*Diospyros ferra* ---Black ebony  
*Diospyros vera* ---Queensland ebony  
*Gyrinops spp.* ----Agarwood  
*Gonystylus spp.* ---Ramin  
*Rauwolfia serpentina*----Serpentine wood

### CITES 附属書 III

*Magnolia liliifera var. obovate*----Egg magnolia

### 4.2.3 森林認証制度

イ国内の森林認証としては、FSC、IFCC（PEFC との相互認証）と LEI があり、それぞれが持続的森林管理と CoC の認証を行っている。FSC は世界的な認証機関であるが、IFCC と LEI はイ国内で設立された認証機関である。IFCC は PEFC との相互認証を行っている。LEI は単独の認証機関であり、認証の対象を小規模事業者としている特徴がある。それぞれの認証数は次の表のとおりである。

表 4.2.11 イ国内の森林認証実績

認証機関	持続的森林管理		CoC 件数	備考
	件数	面積		
FSC	39	3,078,285ha	260	FSC の Web から
IFCC	60	3,756,901ha	32	IFCC の Web から
LEI	61	2,032,000ha	10	聞き取り及びパンフレットから

### 4.2.4 その他の関連情報

イ国の SVLK に関してクリーンウッド法に対応する際の留意点としては、次の項目があげられる。

- V-Legal ドキュメントのオンライン発行システムの運用は、今の時点では大規模事業者が主体であること。
- 小規模事業者はグループ（組合化）による登録も可能。
- 供給者確認書（DKP）は地方行政が主管となっていること。
- V-Legal ドキュメントの確認を SVLK オンラインで行うためにはイ国と MoU を締結することが必要。

## 4.2.5 略語表

略語	イ語	英語	日本語	備考
API-P		Importer-Producer Identity Number	輸入・加工業者 ID 番号	資材、原材料、サポート材又は/あるいは生産工程をサポートするための資材として自社で使うための商品を輸入する会社だけに与えられる輸入業者としての ID 番号
API-U		General Importer Identity Number	一般輸入業者 ID 番号	取引を目的として特定の商品を輸入する会社と与えられる輸入業者としての ID 番号
BUMDes			村落所有企業	
CABs		Conformity Assessment Bodies	適合性評価機関	民間認証機関。KAN の認定を受け環境林業省により合法性確認の権限が与えられている。2016 年 6 月時点で 22 社が認定。V-Legal Document、FLEGT License を発行。環境林業省により監督され、省の License Information Unit によって運営される SILK を使う。
CITES		Convention on International Trade in Environment Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約	ワシントン条約
DKP		Suppliers Declaration of Conformity	供給者確認書	証拠書類に基づき供給者によって示される合法性申告書類
EUTR		EU-Timber Regulation	EU 木材規則	
FLEGT		Forest Law Enforcement, Governance, and Trade	森林法施行、ガバナンス、貿易	EU の FLEGT アクションプランが 2003 年に策定された。その目的は持続的な合法的森林管理とガバナンスの強化及び合法的に生産された木材の取引の振興である。

略語	イ語	英語	日本語	備考
FMU		Forest Management Unit	森林管理ユニット	
FSC		Forest Stewardship Council	森林管理協議会	
HS		Harmonized Commodity Description Coding System	商品の名称及び分類につい ての統一システム	HS 条約に基づいて定められた番号のこと。商品を輸出入する際には、各商品はいずれかの品目コードに分類される。
HTH			天然林択伐コンセッション	
HTI			産業造林コンセッション	
IFCC		Indonesian Forestry Certification Cooperation	インドネシア森林認証協力 機構	
IHMB	Inventarisari Hutan Menyeluruh dan Berkala		10 年材積量調査	
INATRADE		Indonesian Trading		イ国通商省のオンラインシステム
INSW		Indonesia National Single Window		イ国税関のオンラインシステム
IPK			木材利用許可	
IPKR			コミュニティ木材加工業	
IPPKH			林地賃貸利用許可	
IRT/Craftsmen			家内工業	投資額 500 万 Rp までかつ従業員 4 名まで。
IUI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp 以上の規模
IUIPHHK	Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan		木材一次産業事業許可	

略語	イ語	英語	日本語	備考
	Kayu			
IUPHHK-HA	Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu (IUPHHK) pada Hutan Alam		天然林木材利用事業許可	
IUPHHK-HD	IUPHHK dalam Hutan Desa		村落林木材利用事業許可	
IUPHHK-HKm	IUPHHK dalam Hutan Kemasyarakatan		コミュニティ林木材利用事 業許可	
IUPHHK-HTHR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Hasil Rehabilitasi		再生林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTI	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Industri		産業造林木材利用事業許可	
IUPHHK-HTR	IUPHHK dalam Hutan Tanaman Rakyat		民有林木材利用事業許可	
IUPHHK-RE	IUPHHK Restoras Ekosistem		生態系修復林木材利用事業 許可	
JIC		Joint Implementation Committee	合同実施委員会	VPA を実施するためのイ国と EU との委員会
KAN	Komite Akreditasi Nasional	National Accreditation Committee of Indonesia	国家認定委員会	CABs を認定する

略語	イ語	英語	日本語	備考
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia	Indonesian Ecolabelling Institute	インドネシアエコラベル協 会	
LIU		License Information Unit	ライセンス情報ユニット	環境林業省内にあり SILK を運用する。
LMK			木材変更報告書	
LP&VI	Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen	Independent Assessment and Verification Agency	独立評価審査機関	KAN から認定され、PHPL、VLK の審査を行う。
LPPHPL	Lembaga Penilai Pengelolaan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Production Forest Management Assessment Agency	持続的生産林管理評価機関	PHPL の審査ガイドラインとスタンダードに基づいて IUPHHK-HA/HT/RE ライ センス及び森林管理権を審査する。2017 年 8 月末で 14 社が認定されてい る。
LVLK	Lembaga Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification Agency	木材合法性審査機関	KAN から認定を受けた LP&VI の中から十分な能力を有する機関が LVLK とし て認定される。合法木材証明 (VLK) をおこなう。また VLK スタンダードと ガイドラインに基づいて林業事業ライセンス保持者、森林管理権保持者、 家内工業事業者、私有林所有者の検証をする。V-Legal Document 及び FLEGT License を発行する。2017 年 8 月末で 25 社が認定されている。
PEB			輸出申告書	
PEFC		Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes	森林認証プログラム	
PHPL	Pengeioloan Hutan Produksi Lestari	Sustainable Forest Management Certification	持続的森林管理認証	

略語	イ語	英語	日本語	備考
PI		Independent Monitor	第三者モニター機関	
RKT			年間伐採計画	
RKU			10 カ年管理計画	
SALU		Auction Transport Certificate	テンダー輸送証明書	
SDoC		Supplier's Declaration of Conformity	供給者による適合性表明	
SILK	Sistem Informasi Legalitas Kayu	Timber Legality Information System	木材合法性情報システム	林業省内の木材合法性認証情報室 (LIU) によって 2012 年 12 月 1 日運用開始
SIPUHH	Sistem Informasi Penatausahaan Hasil Hutan		木材流通事務情報システム	当時の林業省が 2009 年 9 月に開始した国有木材丸太のオンライン管理システム。
SKAU		Memorandum Transport	原産地証明書	

略語	イ語	英語	日本語	備考
S-LK	Sertifikat Legalitas Kayu	Certificate of Wood Legality	木材合法性証明書次のライセンスを保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。IUPHHK-HKmIUPHHK-HTRIUPHHK-HDIUPHHK-HTHRIPK/IPPKHIUPHHK/IPKRIUITDITPT 会社登録証 (TDP) を持つ林産物業者 IRT/Craftsmen 私有林所有者	2017年9月29日現在、2,229社が認定されている。/IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については3年有効、12か月毎に審査 /IUPHHK-HTR/HKm/HD/HTHR 事業許可保有者については6年有効、24か月毎に審査/IPK (IPPKHを含む) 事業許可保有者に1年有効、6か月毎に審査 /SKAU を持つ民有林の IUPHHK の場合は6年間有効、24か月毎に審査/年間6,000m <sup>3</sup> を超える生産能力を持つ IUIPHHK の場合は3年間有効、12か月毎の審査/年間6,000m <sup>3</sup> までの生産能力を持つ IUIPHHK の場合は6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpを超える投資額の IUI の場合には6年間有効、12か月毎の審査/5億Rpまでの投資額の IUI あるいは TPT、TDI、及び会社登録証を持っている林産物業者の場合には6年間有効、24か月毎の審査/市有林所有者及び IRT/Craftsmen の場合は10年間有効、24か月毎の審査
SPF			小規模民有林	
S-PHPL	Sertifikat Pengeiolaan Hutan Produksi Lestari	Certificate of Sustainable Forest Management	持続的森林管理証明書 次のライセンス保持者はこの証明書を持つことが必須となっている。 ・ IUPHHK-HA ・ IUPHHK-HT ・ IUPHHK-RE ・ 森林管理権	IUPHHK-HA/HT/RE 事業許可保有者及び管理権保有者については5年有効、12か月毎の審査。

略語	イ語	英語	日本語	備考
SVLK	Sistem Verifikasi Legalitas Kayu	Timber Legality Verification System	木材合法性証明システム	木材合法性証明システムのイ国版。 SVLK 認証は会社を認証するものであり、V-Legal Document 及び FLEGT License は荷を認証するものである。FLEGT ライセンスを与えるにあたっては、会社に SVLK 認証があることと、木材製品と木材製品の数量の一致を確認。
TDI			二次木材加工事業許可	設備投資額 2 億 Rp までの規模
TDP		Company Registration Certificate	会社登録証	
TLAS		Timber Legality Assurance System	木材合法性証明システム	
TPT		Registered Shelters	登録木材集積場	
VLBB		Verification of Raw Materials Legality	原材料合法性証明	

略語	イ語	英語	日本語	備考
V-Legal Documents			合法木材証明書類	<p>2013年1月1日から公式に運用開始。木材製品の合法性を証明するイ国の輸出ライセンス。1件につき7枚発行されそれぞれ関係機関に送られる（輸出先国の関連機関、輸出先国の税関（以上は輸出業者から輸入業者を通じて）、輸入業者、LVLK、輸出業者、環境林業省の合法木材証明情報ユニット、イ国税関）。EUとは既にFLEGTライセンスが有効となったため、EU市場以外のVPAを結んだ国への輸出に対して発行される。オークションで得た林産物に関しては発行できない。</p> <p>木材製品輸出業者はS-LK（木材合法性証明書）、輸出木材製品の供給者はS-PHPLあるいはS-LKあるいはDKPを持っていることが必要。</p> <p>発行日から4カ月間有効。LVLKによりSILKオンラインを使ってINATRADE、INSW及び輸出先国の関係機関に送信される。</p>
VLK	Verifikasi Legalitas Kayu	Verification Wood Legality	木材合法性証明	小規模木材関連事業者はグループ審査が可能
VPA		Voluntary Partnership Agreement	自主的二国間協定	

## 4.3 ベトナム

### 4.3.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

ベトナムは東南アジアのインドシナ半島に位置しており、面積約 33 万 km<sup>2</sup>、人口約 9,300 万人を有し、2016 年に合意された環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の加盟国のひとつである。

森林面積は 2016 年末時点で約 1,400 万 ha である。うち天然林が約 71%、人工林が約 29%を占めており、国土面積における森林率は約 41.2%で増加傾向にある (表 4.3.1)。木材の生産量は 2005 年と比べると 2 倍以上の伸びである (図 4.3.1)。

表 4.3.1 ベトナムの森林面積と森林率<sup>12</sup> (単位：1,000ha)

年	森林面積	天然林面積	人工林面積	森林率 (%)
2010	13,388	10,305	3,083	39.5
2011	13,515	10,285	3,230	39.7
2012	13,862	10,424	3,438	40.7
2013	13,954	10,398	3,556	41.0
2014	13,797	10,100	3,696	40.4
2015	14,062	10,176	3,886	40.8
2016	14,378	10,242	4,136	41.2

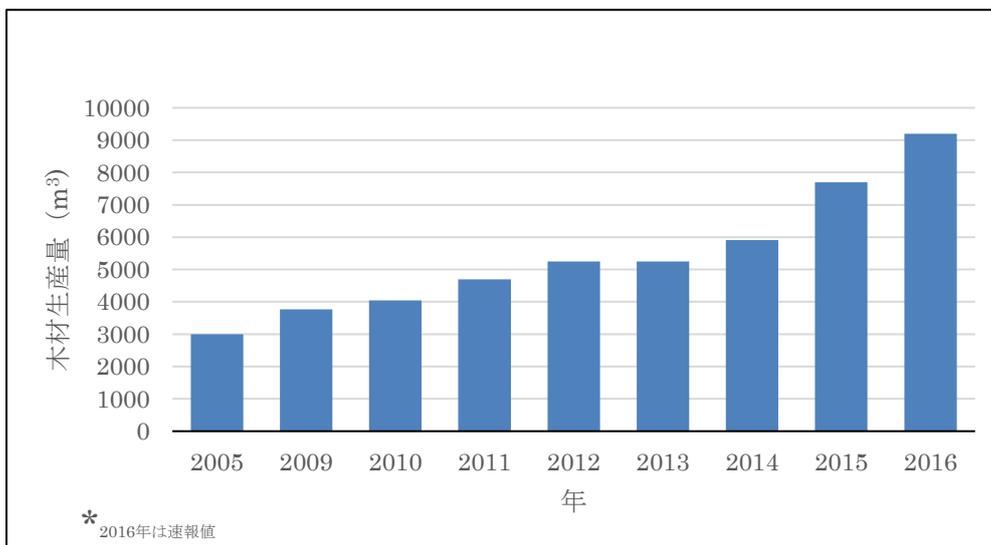


図 4.3.1 ベトナム国における木材生産量 (単位：m<sup>3</sup>)

<sup>1</sup> General Statistics Office of Viet Nam ([https://www.gso.gov.vn/Default\\_en.aspx?tabid=491](https://www.gso.gov.vn/Default_en.aspx?tabid=491))

<sup>2</sup> Công bố hiện trạng toàn quốc năm 2016 (1819/QĐ-BNN-TCLN: <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/1819tcln.pdf>)

## 2) 木材貿易の現況

ベトナムの木材及び木材製品の輸出総額は増加傾向にある。2013年から2017年までの過去5年間の輸出相手国別輸出総額は約75億ドルである(図4.3.2)。このうち対日輸出は約14%を占めており、ベトナムの木材及び木材製品輸出国の中でもアメリカ合衆国、中国に次ぐ、主要な輸出相手国となっている(図4.3.3)。木材及び木材製品以外にも、ゴムや紙といった製品も我が国はベトナムから輸入している。

ベトナムは木材製品の輸出国であると同時に、輸入国でもある。表4.3.2は2013年から2017年までの木材及び木材製品の輸入相手国を示しており、隣国である中国、ラオス、カンボジア等からの輸入に加え、アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国からも輸入している。特に、ベトナム国内の天然林の伐採が禁止されたことを受けて、欧米産の広葉樹材の需要が大きい。

木材の取り扱い総量に対する国産材の割合が約60%であり、残りを輸入に頼っている。輸入相手国は120か国、輸入樹種数は150種に及んでいる。この多様性が合法性証明を難しくしている<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 聞き取り調査 MARD (2017年6月21日)



図 4.3.2 ベトナムの木材及び木材製品の輸出総額

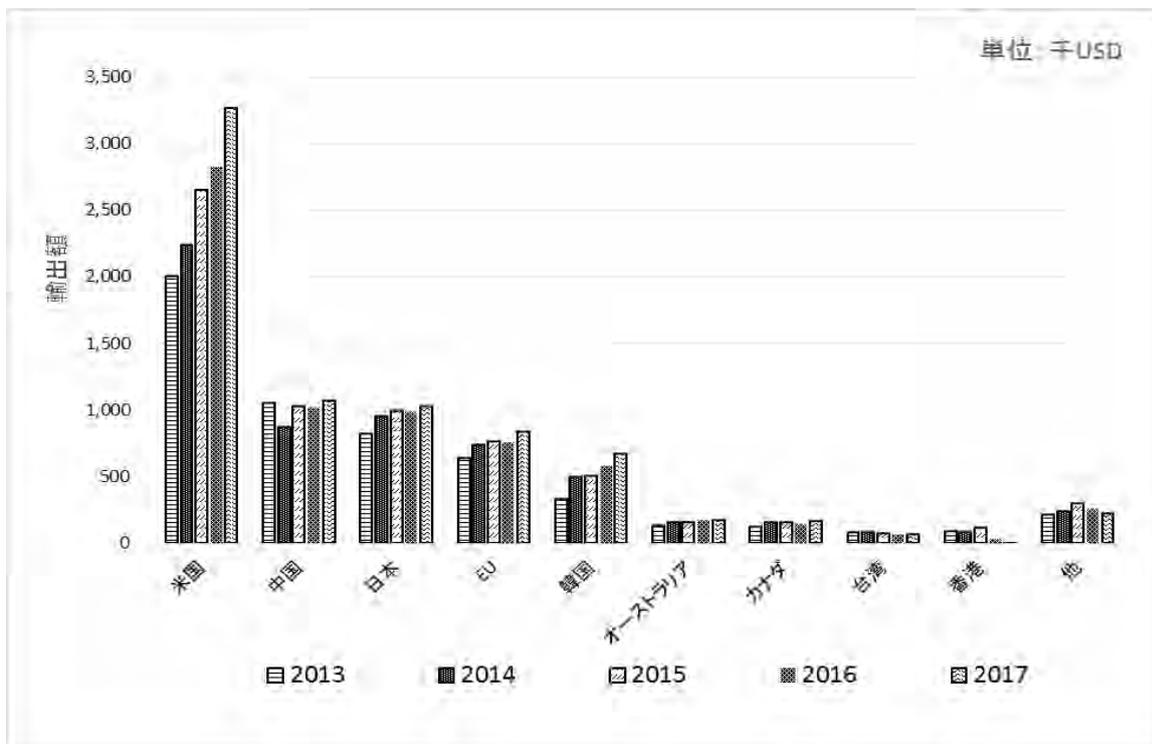


図 4.3.3 ベトナムの主な木材製品輸出国と輸出額

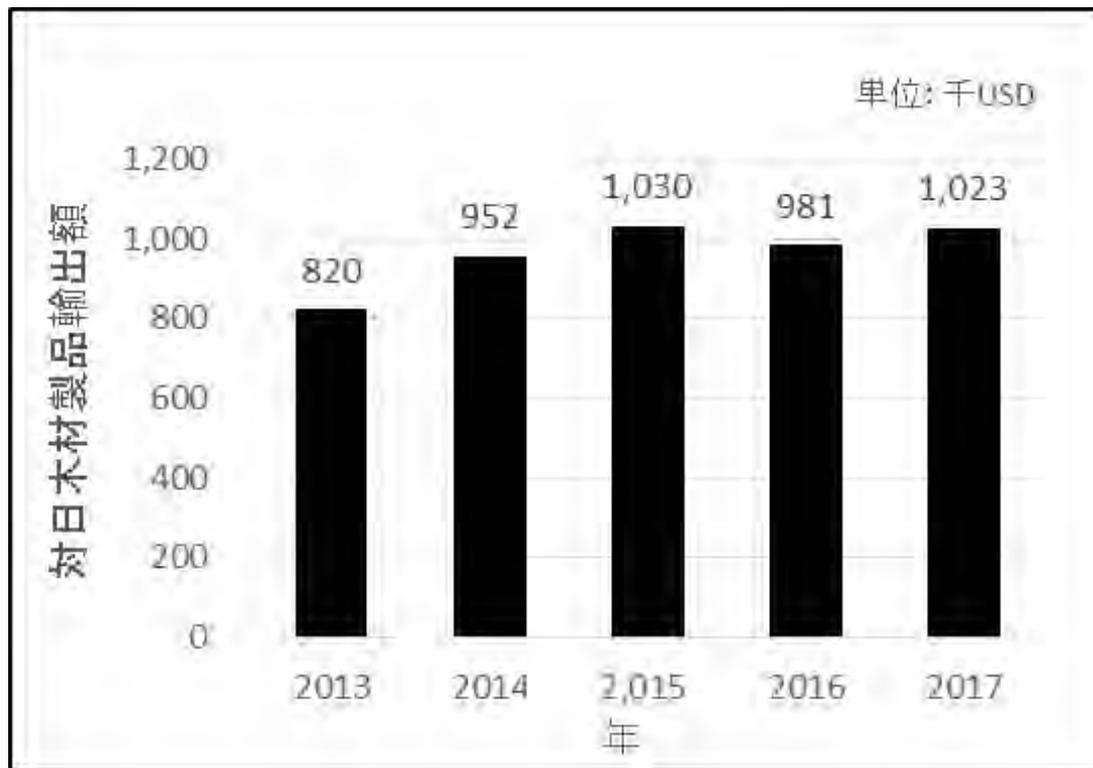


図 4.3.4 ベトナムから日本への木材製品輸出額

表 4.3.2 木材及び木材製品の輸入総額 (単位: 千 USD)

No.	2013		2014		2016		2017	
	国	金額	国	金額	国	金額	国	金額
1	ラオス	458,886	ラオス	601,391	中国	286,209	中国	362,906
2	米国	220,035	米国	258,205	米国	219,427	米国	252,922
3	中国	200,955	カンボジア	253,143	カンボジア	182,424	カンボジア	213,597
4	マレーシア	91,820	中国	239,623	マレーシア	93,631	タイ	102,569
5	タイ	78,108	マレーシア	110,787	タイ	91,036	マレーシア	93,995
6	ミャンマー	65,964	タイ	74,156	ラオス	79,396	チリ	66,869
7	NZ	65,084	NZ	56,617	チリ	63,058	ドイツ	65,100
8	カンボジア	48,580	チリ	49,165	NZ	55,927	NZ	60,771
9	チリ	38,113	ミャンマー	46,306	ドイツ	47,064	ブラジル	48,684
10	ブラジル	22,792	ドイツ	36,807	フランス	33,632	フランス	48,580

## 4.3.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ベトナムの森林・林業行政は農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development, 以下、MARD) の林業総局が所管している (図 4.3.5)。林業総局は森林保護、森林開発、技術、生産管理、計画・財務、自然保護、CITES 管理等の管理部局と国立公園毎の非管理部局により構成されている (図 4.3.6)。

林業総局の部局では、森林保護部が森林伐採時に刻印を打つ森林レンジャーの活動について、森林開発部が森林伐採全般について、森林生産管理部が木材生産や流通について、CITES 管理機関が「絶滅の恐れのある野生動物の種の国際取引に関する条約」(CITES) についてそれぞれ担当しており、科学技術国際協力部が関係部局全体の取りまとめ部として対外折衝に当たっている。法令が施行されると、中央の林業総局から地方の各省にある林業総局の地方組織に伝達される。なお、林業総局は 2010 年までは林業局と森林保護局 (以下、FPD) の 2 局の体制であったことから、一部の地方省の組織では林業支局と森林保護支局が分かれたままであり、合併した形をとっていない<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 平成 27 年度 違法伐採現地情報収集等事業報告書

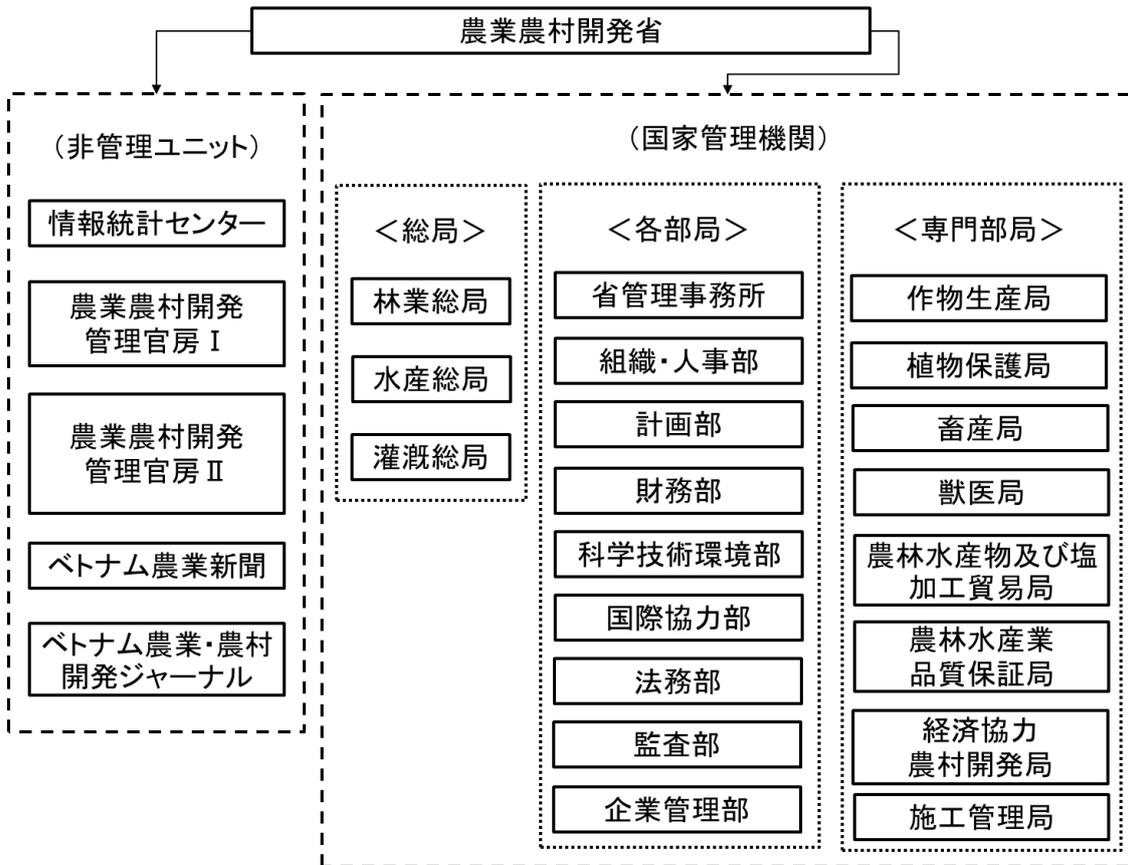


図 4.3.5 ベトナム農業農村開発省の組織図<sup>5</sup>

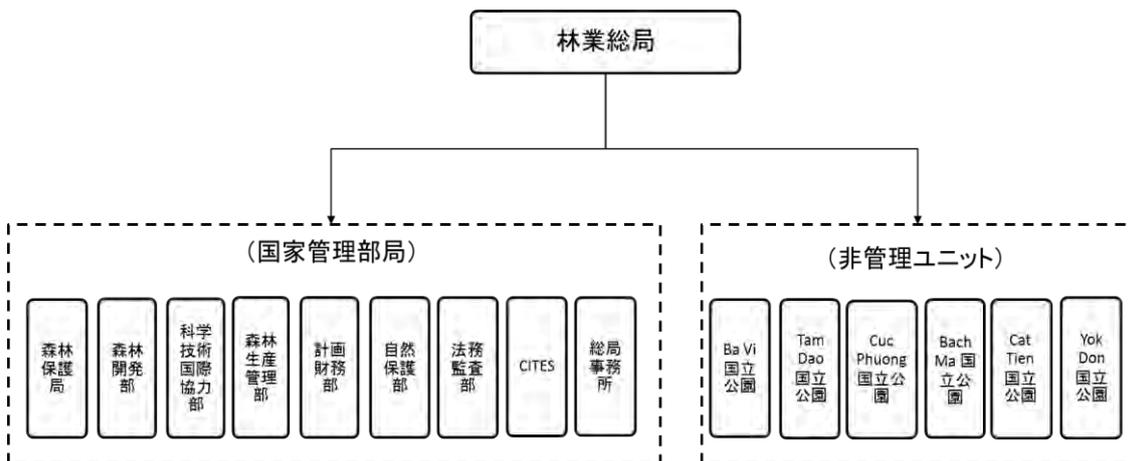


図 4.3.6 林業総局の組織図<sup>6</sup>

<sup>5</sup> Bộ Nông Nghiệp và Phát Triển Nông Thôn (<https://www.mard.gov.vn/en/PublishingImages/Icard-E.jpg>)

<sup>6</sup> Tổng Cục Lâm Nghiệp ([http://tongcuclamnghiep.gov.vn/Media/AuflaNews/Attachment/So\\_do\\_to\\_chuc\\_TCLN\\_001.png](http://tongcuclamnghiep.gov.vn/Media/AuflaNews/Attachment/So_do_to_chuc_TCLN_001.png))

## 2) 関連法令及び必要書類等

### (1) 合法的な伐採権

#### ①土地所有権

ベトナムでは森林を含むすべての土地は国が所有している。土地法 (45/2013/QH13) <sup>7</sup>では「土地は全人民に属し、国家が所有者を代表してそれを統一して管理する。国家は本法の規定に従って土地使用者に土地使用权を交付する」(同法第4条)と規定されている。

同法では所有権及び土地利用の規則及び管理、土地の配分等にかかる詳細を定めている。なお、土地はその用途目的に基づき、農地及び非農地に分けられており、森林は農地に分類されている。更に森林は森林保護開発法<sup>8</sup>により、保安林、特別利用林、及び生産林の3種類に分類されている。同法第4条では「保安林は水源涵養及び土地の保全、土壌浸食及び砂漠化の防止、自然災害の抑制、気象の調節をすることにより、環境保全機能に貢献する森林」、「特別利用林は自然、森林生態系、生物遺伝資源の保護、科学研究、歴史、文化及び景観の保護、急速や旅行等の森林サービスを提供することにより、環境保全に貢献する森林」、「生産林は木材及び特用林産物の生産を通じて環境保全に貢献する森林」と定義している。表 4.3.3 は 2015 年 2 月末日現在の 3 森林区分の占めるそれぞれの面積である。組織や個人が森林を国から交付・貸与される期間は 50 年を超えてはならないとされ、個人に対する保安林と生産林の交付は 30ha が上限である (土地法第 129 条)。

表 4.3.3 森林区分 (単位 : 1,000ha)

No.	森林区分	面積 (ha)
1	保安林	5,287
2	特別利用林	2,176
3	生産林	7,460
森林総面積		14,923

出典 : ベトナム統計局、2018 年 2 月 16 日時点

<sup>7</sup> Luật Đất Đai ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=28824](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=28824))

<sup>8</sup> Luật Bảo vệ và phát triển rừng

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=18584](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18584))

主な森林利用者は以下の通りである。

- ・ 国営森林企業 (SFC: State Forest Companies)
- ・ 森林管理事務所 (FMB: Forest Management Board)
- ・ 個人／家庭
- ・ コミューン人民委員会 (CPC: Commune People's Committee)
- ・ 農業共同組合、女性・青年団といったグループ及びコミュニティ組織

なお、利益追求を目的に森林で事業活動を行う森林利用者は、事業法 (43/2010/ND-CP)<sup>9</sup>に基づいた税務申告の対象である企業とみなされる。土地法及び事業法はたびたび変更されており、正確な要件について事業者及び個人が混乱する一因となっている。

家庭もしくは国営林業企業は、土地に対する土地利用権を示すために、土地利用証書又は土地リース契約書 (38/2007/TT-BNN)<sup>10</sup>を保有している必要がある。

土地利用証書 (以下、レッドブック) については、2000 年までに発行されていた場合、境界線が含まれていない可能性があり、土地利用権の紛争のリスクが増加することが想定される。土地所有者はレッドブックの写しを取得するために支払いが必要となる。小規模土地所有者もしくは家庭に支払い能力が無い場合には、レッドブックの写しは県人民委員会事務所に保管されている場合があり、このような場合でも、森林所有者は、所有する土地に対するレッドブックを持つことを示す証明書 (決定文書: Decision) を所持している必要がある。これらの土地に対する税金の支払い記録は地方税務局に記録されている<sup>11, 12</sup>。

事業者登録<sup>13</sup>については、各省の計画投資局 (DPI) もしくは輸出加工区 (HEPZA) 又は省人民印会 (PPC) の署名及び印の入った書類であることの確認が必要となる。

## ② コンセッション・ライセンス

ベトナムでは、1995 年に規定された政府決議 01/CP<sup>14</sup>に基づく土地配分契約及び土地法に基づく土地利用権譲渡契約が認められており、この中にコンセッションに類似する考え方が含まれている。

---

<sup>9</sup> Nghị Định về đăng ký doanh nghiệp ([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=94143](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=94143))

<sup>10</sup> Thông tư Hướng dẫn trình tự, thủ tục giao rừng, cho thuê rừng, thu hồi rừng cho tổ chức, hộ gia đình, cá nhân và cộng đồng dân cư thôn ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=13946](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=13946))

<sup>11</sup> Nghị Định Quy định về thu tiền sử dụng đất ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29090](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29090))

<sup>12</sup> Thông Tư Hướn gán số điều của Nghị định số 45/2014/NĐ-CP ngày 15 tháng 5 năm 2014 của Chính phủ quy định về thu tiền sử dụng đất ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29883](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29883))

<sup>13</sup> Luật Doanh nghiệp ([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=30314](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=30314))

<sup>14</sup> Nghị định của Chính phủ Ban hành banquy về giao khoán đất sử dụng vào mục đích sản xuất nông nghiệp, lâm nghiệp, nuôi trồng thủy sản trong các doanh nghiệp Nhà nước ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=10003](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=10003))

土地配分契約は、SFC が土地利用権を持つ森林において人民が森林に係る活動を請け負うことを認めるものであるが、土地利用権は SFC に帰属したままである。

土地利用権譲渡契約については、土地利用権を持つのが事業者の場合、その全てもしくは一部を、関連会社や家庭に条件つきで譲渡可能であるとしている。一方で、土地利用権を持つのが家庭である場合は、任意の契約に基づき第三者に利用権を譲渡できるが、CPC もしくは公証人による決定が必要な場合がある。

以上とは別に、林業総局の国家管理部局は、個人または村落と土地利用権もしくは森林利用権に関する契約を締結する権利を有する。この契約により同権利を新たに保有する者は、更なる契約を通じ、その他の個人もしくは組織に対して同権利を譲渡することが可能である。本契約はコミューン人民委員会によって確認される。この権利譲渡に係る使用料は規定されていない。

また、国営林業公社もしくは国営企業も、同権利を有効な支払いの下に、個人又は組織に譲渡する権限を有する。ただし、これらの契約を合法的なものとするために、コミューンもしくは地区人民委員会による承認と捺印が必要となる。

以前は、上記のような契約形態は禁止されていたが、2013 年の土地法の改定により、地区人民委員会の承認があれば合法とされた。同法改正以前の同様の契約は、地区人民委員会で承認を受けることで合法化され、契約書のコピーが人民委員会に保管されることになっている。

以上、①土地所有権及び②コンセッション・ライセンスに係る合法性確認に関連する書類は共通しており、以下に整理する。

表 4.3.4 土地所有権及びコンセッション・ライセンスに係る  
合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	土地所有権証明書
2	土地配分に関する決定書
3	2003 年土地法第 50 条第 1 節に求められる土地利用権に関する書類のうち一種類
4	組織（国営林業公社、私企業、その他経済組織）については、上記に加え商業登記所

### ③森林管理・伐採計画及び伐採許可

2016年農業省通達第21条(21/2016/TT-BNNPTNT)の中で、法人による天然林の伐採、法人による人工林の伐採、世帯（個人）による天然林の伐採、世帯（個人）による人工林の伐採について、それぞれ手続き等が定められている<sup>15</sup>。手続き書類には伐採・収穫概要書、伐採予定林産物リスト、伐採許可申請書、伐採・収穫報告書の4種がある。

表 4.3.5 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	伐採・収穫概要書
2	伐採予定林産物リスト
3	伐採許可申請書
4	伐採・収穫報告書

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

ロイヤルティの支払いは天然資源と鉱物資源の開発に関する使用料の支払いについては、資源税法<sup>16,17</sup>が定めている。同法では天然資源の利用に関する税は天然林における林産物に対してのみ適応され、天然資源の利用に係る税率算定方法、ロイヤルティの額、レートを示している。ロイヤルティの支払い対象者は同法に基づき税を申告する。また聞き取り調査によれば、立木税とも呼ばれる伐採税については、中部高原地方の一部の省（ザーライ、コンツム、ラムドン、及びダクラク）において規定されているとのことである。

また、森林利用権を譲渡する場合の手数料の算出時等に、基準となる金額を算定するための森林の価格を設定する必要があり、この手順について森林保護開発法第33条に定められている。これによれば、森林種別の価格設定の原則や手法を政府が決定し、省もしくは県の人民委員会が地域に応じた具体的な価格を設定する。このようにして決められる森林の価格は、違反時の補償額や、森林利用権の競売の際の価格設定にも利用される。

合法性確認に関連した書類例としては、納税を行った際の領収書や森林管理計画、伐採計画、環境影響評価設計や付加価値税に関連し支払われる料金の領収書を挙げることができる。

<sup>15</sup> 過年度事業報告書 p.162 を参照

<sup>16</sup> Luật Thuế tài nguyên

([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=92487](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=92487))

<sup>17</sup> Nghị định Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Thuế tài nguyên

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=25350](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25350))

表 4.3.6 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	納税の際の領収書
2	各種計画に関連して支払われる料金の領収書 ※各種計画⇒森林管理計画、伐採計画 環境影響評価設計等

## ②付加価値税とその他売上・販売税

林産物には付加価値税が適用されており、製品が取引対象になる場合に課税対象となることを民間企業に対する修正税法で定めている。税率は製品により異なり、5～10%の範囲であり、民間企業にのみ適用され政府機関もしくは家庭が所有する森林には適用されない。合法性確認に関連した書類として、付加価値税を支払った際の領収書がある。

表 4.3.7 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	付加価値税を支払った際の領収書

## ③収入及び利益税

所得税及び利益税は林産物及び伐採に関連して得られた利益を課税対象としており、民間事業者は両税を払う義務がある<sup>18,19,20</sup>。合法性確認に関連した資料として所得税の支払い領収書が挙げられる。

表 4.3.8 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	所得税を支払った際の領収書

<sup>18</sup> Luật Sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Thuế thu nhập doanh nghiệp (<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=30615>)

<sup>19</sup> Nghị định Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Thuế tài nguyên ([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=25350](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25350))

<sup>20</sup> Hướng dẫn thi hành Nghị định số 218/2013/NĐ-CP ngày 26/12/2013 của Chính phủ quy định và hướng dẫn thi hành Luật Thuế thu nhập doanh nghiệp (<http://vbpl.vn/botaichinh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=46368>)

### (3) 伐採施業

#### ①林業（木材伐採）規則

(1) ③と同様に、2016年農業省通達第21号に示されている。

#### ②保護地域及び樹種

ベトナムにおいては、天然林、保安林及び特別利用林における伐採は持続的森林管理に係る通達(38/2014/TT-BNNPTNT)<sup>21</sup>によって禁止されている。森林保護開発法及び自然保全にかかるその他の法的書類は、特別利用林（国立公園、自然保護区、種の保全区域、歴史公園、文化遺産）のみに適用される。生産林は保護活動の対象から外れる。なお森林保護開発法には生産林における種及び林地の保全にかかる言及はあるが、実施内容についての詳細に係る法令は確認できない。伐採を実施する企業は、林地内で絶滅危機にある動植物を特定し、保護もしくは利用のいずれか適切な関連規定<sup>22,23</sup>を確認する必要がある。

保護地域の管理はFPDが担当し、国に属する森林管理委員会（Forest Management Board）は特別利用林及び保安林の保全を担当している。当委員会は国から予算を配分されており、コミュニケーションなどに森林管理を委託している。国立公園や自然保護区域には、これらの区域に暮らす住民や保護区域として指定される以前から居住していた先住民の存在が確認されている。これらの人々は移動耕作や狩猟、林産物の収穫をすることで生活を営んでおり、保護区域の規定に抵触する可能性がある。なお、特別利用林の保護規定（117/2010/ND-CP）<sup>24</sup>も定められており、同規定では周辺住民により森林が侵害されることを防ぐ目的で緩衝地帯が設けられている。

#### ③環境配慮事項

環境保護法(55/2014/QH13)第19条<sup>25</sup>に基づき環境影響評価（EIA: Environment Impact Assessment）を行うこととされており、その対象事業は環境保護企画、環境評価戦略、環境影響評価及び環境保護計画を定める政令（29/2011/ND-CP）<sup>26</sup>において定められている。

林業分野に関しては、人工林の生産林については最低200ha、天然林の生産林において

<sup>21</sup> Thông Tư Hướng dẫn về Phương án quản lý rừng bền vững

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29313](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29313))

<sup>22</sup> Nghị định Về quản lý thực vật rừng, động vật rừng nguy cấp, quý, hiếm

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=16378](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16378))

<sup>23</sup> Quyết định của Thủ tướng chính phủ Về việc ban hành Quy chế quản lý rừng

([http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=15532](http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=15532))

<sup>24</sup> Nghị định Về tổ chức quản lý hệ thống rừng đặc dụng

([http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&mode=detail&document\\_id=98307](http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=98307))

<sup>25</sup> Luật Bảo vệ môi trường

([http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=29068](http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29068))

<sup>26</sup> Nghị định Quy định về đánh giá môi trường chiến lược, đánh giá tác động môi trường, cam kết bảo vệ môi trường

([http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class\\_id=1&\\_page=1&mode=detail&document\\_id=100006](http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=100006))